

6 月 1 1 日 (火)

(第 1 日目)

令和元年第3回南関町議会定例会（第1号）

令和元年6月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

5番 杉村博明君

6番 井下忠俊君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託について

日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について

（平成30年度南関町一般会計予算）

日程第6 議案第25号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町税条例等の一部を改正する条例）

日程第7 議案第26号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第8 議案第27号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成30年度南関町一般会計補正予算（第6号））

日程第9 議案第28号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第29号 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第30号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第31号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第32号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第33号 令和元年度南関町一般会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第34号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第16 議案第35号 令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第17 議案第36号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

日程第18 議案第37号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
（第1号）について

日程第19 議案第38号 字の区域の変更について

日程第20 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び
規約の一部変更について

日程第21 一般質問

① 6 番議員 ②11番議員 ③ 2 番議員 ④ 7 番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 西 田 恵 介 君	2 番 北 原 浩 一 郎 君
3 番 中 村 正 雄 君	4 番 立 山 比 呂 志 君
5 番 杉 村 博 明 君	6 番 井 下 忠 俊 君
7 番 立 山 秀 喜 君	8 番 打 越 潤 一 君
9 番 鶴 地 仁 君	10 番 酒 見 喬 君
11 番 境 田 敏 高 君	12 番 橋 永 芳 政 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町 長 佐 藤 安 彦 君	税 務 住 民 課 長 古 澤 平 君
副 町 長 雪 野 栄 二 君	福 祉 課 長 島 崎 演 君
教 育 長 谷 口 慶 志 郎 君	経 済 課 長 東 田 彰 夫 君
総 務 課 長 北 原 宏 春 君	建 設 課 長 大 木 義 隆 君
会 計 管 理 者 寺 本 一 誠 君	教 育 課 長 赤 木 二 三 也 君
ま ち づ くり 課 長 坂 田 浩 之 君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝 君 書 記 福 山 尚 樹 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立、礼、着席。

ただいまから令和元年第3回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番議員、6番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から6月13日までの3日間にしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月13日までの3日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は令和元年度町村議会議長、副議長研修会及び県関係国会議員への要望についてです。本研修会は去る5月28日、東京国際フォーラムホールAで開催されました。内容については、山梨学院大学法学部、教授江藤俊昭氏、明治大学政治経済学部、地域行政学科長教授牛山久仁彦氏、首都大学東京都市環境学部、准教授長野基氏による「町村議会議員の議員報酬等のあり方、最終報告」と題しての講演と町村議会特別表彰受賞の3町村の議長により発表がありました。

翌日の5月29日は、ホテルグランドアーク半蔵門にて熊本県内町村議会正副議長による県関係国会議員への要望書を提出しました。要望内容は、その一部の写しをお手元に配布しています。詳細資料を事務局に備え付けておりますので、省略します。

報告の第2点は、例月出納検査報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員繁松哲也君、打越潤一君より平成31年2月分、3月分、4月分、令和元年度4月分の出納検査結果についての報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

-----○-----

日程第4 陳情の委員会付託について

○議長（橋永芳政君） 日程第4、陳情の委員会付託についてです。

閉会中に受理した陳情は、お手元に配りました陳情書の写しのおり1件を所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

令和元年第3回南関町議会定例会の開会において、令和元年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするにあたり一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

本年も6月となり、もうすぐ梅雨入りし、本格的な雨の時期を迎えることとなりますが、本町では昨年も梅雨末期の集中豪雨により災害が発生するなど、九州はもとより広島、岡山、愛媛などの西日本で記録的な集中豪雨により信じ難いような災害が発生しました。本年は災害がないように願いますとともに、これからも局地的な集中豪雨や台風の発生などにもしっかりと危機管理体制をとってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

さて、国においては通常国会の会期末が26日に迫る中、参議院選挙のみの執行となるのか、衆参同時選挙となるのか、大きな話題となっておりますが、ここにきて同時選はなしとの検討が始まったようであります。このような中、1億総活躍社会実現に向けた地方創生の動きが続けられておりますが、本町においても南関町にしかできないようなまちづくりを進めているところであり、いよいよ新庁舎の建設に着工する時期を迎えることとなります。

また、南関町の各地域の特性を活かした魅力あふれるまちづくりの実現を目指し具体的な計画を策定するために、南関版コンパクトシティ構想策定委員会を設置しましたので、新庁舎関連施設だけではなく、うから館の活用をはじめ、町全体のまちづくりにつながるような計画にしたいと考えております。計画の策定に関しては、

1,000人の方を対象としたアンケート調査も実施することとしておりますので、町民の皆様方の御意見や御要望を反映できればと思います。

さて、昨年9月の定例会でも平成29年度の南関町の町税収入額が初めて12億円を突破し、過去最高額となったことを御紹介いたしました。平成30年度の町税収入額も12億円を超え、過去最高額を更に更新する見込みであります。このことは町全体での頑張りが数値に生きてきておりますので、誘致企業をはじめ、全ての町民の皆様方に改めて感謝申し上げたいと思います。

また、3年ごとに発表される商工業の製造出荷額の状況ですが、4人以上の事業所が対象となっており、平成26年と平成29年分が出ております。南関町の数値としては、平成26年分が556億3,000万円、平成29年分が751億1,200万円となっており3年間で約200億円、35%の伸びとなっております。熊本県全体で約2,000億円の伸びでありますので、その10%は南関町で伸びていることとなります。もちろん従業員数も140名ほど増えております。ちなみに近隣の市町の平成29年分の数値としては長洲町は別格として玉名市が575億9,900万円、荒尾市が347億600万円、和水町が258億7,800万円となっております。今後は世界的な景気の動向や10月に予定されています消費税の10%への増税などと様々な動きが影響してくると思われませんが、現在のこの数値に満足することなく町、議会が一体となって誇れるまちづくりに努めて参りたいと考えております。

その他の話題としては、現在NHKの大河ドラマ「いだてん〜東京オリムピック噺〜」が放送されておりますが、南関町ではこれ以上に繋がりが深い北原白秋の生家（旧石井邸）が3月末に国の登録有形文化財に登録されたところであり、今後整備計画を策定し修復整備を行ったのちに一般公開をする計画であります。なお、整備費用については、全国の皆様から頂いたふるさと納税を基金として積み立てておりますので、1億円ほどを整備費に充てたいと考えております。皆様方にもぜひ楽しみにしておられてほしいと思います。

以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、繰越明許費の繰越報告についてが1件、専決処分の報告及び承認を求めることについてが3件、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのほか、条例の一部改正についてが4件、令和元年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算が4件、字の区域の変更についてが1件、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてが1件を提案しています。特に一般会計補正予算は、総務課庁舎等建設費の工事請負費5,236万2,000円、消防施設費の工事請負費1,350万円、教育

課学校教育費の工事請負費 1,230 万円、まちづくり課企業誘致対策費の補助金 8,394 万円などを増額するとともに、建設課社交金事業の工事請負費 3,156 万 6,000 円、地域振興対策費の公有財産購入費 1,680 万円などを減額し、一般会計の総額を 74 億 4,410 万 5,000 円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

日程第 5、報告第 1 号から日程第 20、議案第 39 号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 5、報告第 1 号から日程第 20、議案第 39 号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- 日程第 5 報告第 1 号 繰越明許費の繰越報告について
(平成 30 年度南関町一般会計予算)
- 日程第 6 議案第 25 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 7 議案第 26 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議案第 27 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成 30 年度南関町一般会計補正予算 (第 6 号))
- 日程第 9 議案第 28 号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 10 議案第 29 号 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 30 号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 31 号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 32 号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第 14 議案第 33 号 令和元年度南関町一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 15 議案第 34 号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算 (第

1号) について

日程第16 議案第35号 令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) について

日程第17 議案第36号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) について

日程第18 議案第37号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号) について

日程第19 議案第38号 字の区域の変更について

日程第20 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長(橋永芳政君) 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長(橋本清孝君) 日程第5、報告第1号から日程第20、議案第39号までの議案名を読み上げます。

[議案名朗読]

○議長(橋永芳政君) 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(橋永芳政君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長(北原宏春君) 報告第1号、繰越明許費の繰り越し報告について御説明を申し上げます。平成30年度南関町一般会計歳出予算の経費を平成31年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。

次ページの繰越計算書により事業名と繰越額について御説明いたします。2款総務費は、1項総務管理費の庁舎等建設事業1億5,635万円を繰り越しております。防災広場の工事関係でございます。7款土木費は1項土木管理費の危険ブロック塀等安全確保事業20万円を繰り越しております。補助金でございます。同じく2項道路橋梁費の道路新設改良事業3億8,412万8,000円を繰り越しております。委託料工事請負費保障費等でございます。同じく3項河川費の河川改良事業1,221万円を繰り越しております。工事費でございます。同じく河川費の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業9,770万円を繰り越しております。2カ所の委

託料、工事費でございます。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業1億9,579万8,000円を、また2項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業8,846万4,000円を繰り越しております。いずれも工事請負費でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） 第25号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し御承認を求めるものでございます。

次ページをお願いいたします。南関町専決第1号で南関町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを平成31年3月31日付で専決しております。今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に交付され、原則として平成31年4月1日から施行されることに伴い、町の条例等についても一部を改正し、同日から施行する必要がありましたので、地方自治法の規程により専決処分をさせていただきました。改正の概要につきまして簡単に説明させていただきます。

まず個人住民税関係につきましては、ふるさと納税制度の見直しとしてふるさと納税の特例控除の対象を寄附金の募集を適正に実施し、返礼品の返礼割合が3割以下で返礼品が地場産品である地方団体に限定するものでございます。また、消費税10%の導入に伴い平成31年10月1日から平成32年12月31日までに住居の用に供した場合の所得税の住宅ローン控除の対象期間の3年延長に伴いまして、所得税から控除しきれない額を町民税から控除する措置についても3年延長するものでございます。更に子どもの貧困に対応するため平成33年度分以降において、単身児童扶養者で前年の合計所得が135万円以下であるものの個人住民税を非課税とするものでございます。

次に、軽自動車税に関係につきまして平成34年度分、平成35年度分の軽自動車税に係るグリーン化特例につきまして、適用車両を電気自動車及び天然ガス自動車に限定し75%軽減するものでございます。現在は環境性能の区分により25%軽減、50%軽減、75%軽減が適用されています。例えば新規登録した最初の課税に限り自家用自動車1万800円が75%軽減で2,700円、50%軽減で5,400円、25%軽減で8,100円となります。ただし13年を越えるものにつきましては、7,200円が1万2,900円の80%割り増しとなります。また、本年10月1日より導入される自動車取得税に代わる環境性能割につきましては、

平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得した電気自動車、天然ガス、またはガソリン車等で2020年度排ガス基準の10%以上を達成した自家用の軽自動車につきましては、非課税とし、その他についても消費税引き上げに伴う臨時的措置として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得した自家用自動車については税率を1%軽減するものでございます。これは現在の自動車取得税は軽自動車の場合、取得価格、これは50万円以上でございますけど、2%が税額となっております。取得価格が100万円ならば2万円となりますけれども、環境性能割の場合基準を満たしていれば非課税となります。また、臨時措置としてその基準により税率が1%の場合は非課税に、2%の場合は1%となります。その他固定資産税等の税負担に係る特例措置の創設や拡充、納税環境の整備が盛り込まれております。

次ページをお願いいたします。条文改正の主な内容につきまして御説明申し上げます。南関町条例第6号南関町税条例等の一部を改正する条例の第1条で南関町税条例（昭和31年条例第3号）の一部を次のように改正しております。第1条の2行目から4行目までで、ふるさと納税を特例控除対象寄附金として位置づけ、総務大臣が定める基準に適合しない場合は、特例控除を除外できるように町条例第34条の7の第1項及び第2項の文言を改正しております。

次に、同ページ5行目から8行目までで、消費税2%引き上げにより、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に、住居の用に供した場合に限り所得税の住宅ローン控除の期間が3年延長されることに伴い、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除も3年延長されることとなるため、町条例附則第7条の3の2、第1項で適用年度の期限を平成43年度を平成45年度に改めその延長に係る適用要件の廃止に伴う文言及び項の改正を行っております。

同ページ、11行目から19行目までで、税条例附則第9条及び税条例附則第9条の2で、個人住民税の寄附金税額控除関係の文言の修正を行い、同ページ20行目から次の次の次のページの11行目までで、固定資産税等の課税標準の特例に係る規程の拡充及び追加を行い、12行目から次のページの15行目までで、軽自動車税に係る13年を越える車両に対する割り増し課税に関する対象年度の改正及び環境性能ごとのグリーン化特例の課税軽減についての対象年度の改正を行っております。

同ページ、21行目の第2条で次ページの16行目までで、平成31年1月1日施行の個人住民税の単身児童扶養者の非課税制度の導入に伴う申告等の様式の変更について文言の改正を行い、次ページの11行目で平成31年10月1日施行の軽自動車税の環境性能割の非課税についての条文を追加し、同ページ19行目で消費

税増税に伴う臨時的軽減措置として環境性能割を1%軽減する規定を設けております。同ページの27行目から次ページの次のページの7行目までで、平成32年度及び平成33年度分の軽自動車税のグリーン化特例に係る軽減措置を現状の内容で継続する旨を規定しております。同ページの下から2行目の3条で、平成33年1月1日施行の子どもの貧困に対応するための町民税の非課税措置に関する規定の文言の修正を行い、次ページの9行目までで平成34年度及び35年度分の軽自動車税のグリーン化特例に係る軽減措置を電気自動車等に限り軽減する規定を追加しております。同ページの上から11行目の第4条で、平成28年度改正分の南関町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正し、同ページの22行目から次の次のページの2行目までで第5条として平成30年度改正分の南関町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正しております。

以降は、今回の改正条例の附則でございます。第1条で改正条例の施行期日を規定し、第2条で町民税に関する経過措置、第3条で今回改正の町民税に係る申告書提出に関する適用について、第4条で個人住民税の非課税の適用が平成33年度以降であること、第5条で今回の固定資産税に関する改正の措置、経過措置について、第6条で軽自動車税に関する経過措置について、第7条で軽自動車税の環境性能割の適用について、第8条で改正条例第3条の軽自動車税の種別割の適用が平成33年4月1日以後の年度分の適用である旨を規定しております。

以上で税条例の改正内容の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第26号議案専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規程により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し御承認を求めるものでございます。

次ページをお願いします。南関町専決第2号で南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを平成31年3月31日付で専決しております。今回の改正につきましては、国民健康保険法の改正に伴うもので、国民健康保険税の負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から基礎課税額の限度額を引き上げ経済動向等を踏まえ5割軽減、2割軽減の軽減判定所得についてその基準の見直しております。

次ページをお願いいたします。改正内容につきまして、御説明申し上げます。南関町条例第7号南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、南関町国民健康保険税条例（昭和36年条例第17号）の一部を次のように改正しております。国民健康保険税の基礎課税額の限度額を58万円から61万円に、5割軽減の対象

となる軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円を28万円に、2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円を51万円に改正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第27号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により平成30年度南関町一般会計補正予算（第6号）を平成31年3月31日に、専決第3号として処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成30年度南関町一般会計補正予算書（第6号）で御説明をいたします。御覧ください。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,013万9,000円としております。

2 ページをお開きください。2 ページと3 ページは歳入についての補正額の一覧でございます。まず2 款地方譲与税は1 項地方揮発油譲与税を55万8,000円減額して、1,544万2,000円とし、2 項自動車重量譲与税を196万1,000円減額して3,803万9,000円としております。3 款利子割交付金は1 項利子割交付金40万円を追加して、120万円としております。4 款配当割交付金は1 項配当割交付金に131万9,000円を追加して、231万9,000円としております。5 款株式等譲渡所得割交付金は1 項株式等譲渡所得割交付金に162万円を追加して、182万円としております。6 款地方消費税交付金は1 項地方消費税交付金に1,155万円を追加して1億9,155万円としております。7 款ゴルフ場利用税交付金は1 項ゴルフ場利用税交付金を71万2,000円減額して878万8,000円としております。8 款自動車取得税交付金は1 項自動車取得税交付金に414万4,000円を追加して、1,264万4,000円としております。10 款地方交付税は1 項地方交付税に974万6,000円を追加して、18億619万5,000円としております。11 款交通安全対策特別交付金は1 項交通安全対策特別交付金を5万4,000円減額して123万6,000円としております。14 款国庫支出金は1 項国庫負担金を73万4,000円減額して4億7,791万7,000円とし、2 項国庫補助金を4,885万円減額して、3億8,011万円としております。15 款県支出金は2 項県補助金に6,282万4,000円

を追加して5億273万4,000円としております。17款寄附金は、1項寄附金に148万円を追加して8,798万1,000円としております。18款繰入金は、1項基金繰入金を2,459万8,000円減額して、3億4,455万8,000円としております。21款町債は1項町債を1,180万円減額して8億7,027万9,000円としております。補正前の歳入合計に381万6,000円を追加して歳入合計を65億4,013万9,000円といたしております。

4ページは歳出についての補正額の一覧でございます。お開きください。4ページをお願いいたします。2款総務費は、1項総務管理費を595万6,000円減額し、9億4,542万6,000円としております。3款民生費、2項児童福祉費は財源の組み換えでございます。5款農林水産業費、1項農業費も財源の組み換えでございます。7款土木費、2項道路橋梁費及び3項河川費も財源の組み換えでございます。8款消防費、1項消防費も財源の組み換えでございます。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費及び2項公共土木施設災害復旧費も財源の組み換えでございます。12款予備費は1項予備費に977万2,000円を追加して2,309万7,000円といたしております。補正前の歳出合計に381万6,000円を追加して歳出合計を、65億4,013万9,000円といたしております。

次の5ページは、繰越明許費の補正でございます。変更といたしまして、2款総務費の1項総務管理費、庁舎等建設事業を565万円減額して1億5,635万円とし、5款農林水産業費の1項農業費、農業振興地域整備計画策定事業の全額を減額し、7款土木費、2項道路橋梁費、道路新設改良事業を1億2,612万7,000円減額して、3億8,412万8,000円とし、10款災害復旧費の2項公共土木施設災害復旧費、河川等災害復旧事業を2,296万円減額し、8,846万4,000円としております。

6ページをお開きください。第3表地方債の補正でございます。道路橋梁整備事業につきましては、限度額に170万円を追加しております。次に消防防災施設整備事業につきましては100万円、庁舎等建設事業につきましては50万円、補助整備事業につきましては10万円、災害復旧事業につきましては1,190万円それぞれ限度額を減額いたしております。

9ページをお開きください。9ページから12ページまでは歳入についての説明でございます。額の確定によるものでございます。

13ページをお開きください。13ページからは歳出についての説明でございます。ほとんどが事業費の確定または財源の組み換えによるものでございますが、2款総務費、1項総務管理費、18目、13ページの真ん中あたりになりますが、ふるさと寄附金費の25節積立金にふるさとなんかん応援寄附金基金積立金として8

90万7,000円を追加いたしております。

以上で報告を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第28号議案をお願いいたします。第28号議案、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由及び内容を御説明いたします。

提案理由は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行により、南関町の報酬、費用弁償等に関する条例を改正するものでございます。今回の条例の一部改正につきましては、国の改正に伴い、選挙に関係します選挙長や投票所の投票管理者などの報酬を国の基準にあわせて引き上げるものでございます。

次に今回提案いたします議案の条文を御説明いたします。

次のページをお開きください。南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するをいたし、内容は別表第1の選挙長の報酬の額1万600円を1万800円に、投票所の投票管理者1万2,600円を1万2,800円に、期日前投票所の投票管理者1万1,100円を1万1,300円に、開票管理者1万600円を1万800円に開票所の投票立会人1万700円を1万900円に、期日前投票所の投票立会人9,500円を9,600円に開票立会人及び選挙立会人8,800円を8,900円に改めるものでございます。

附則で、公布の日から施行するをいたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） 第29号議案、南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、国土調査による成果により改正する必要があるためでございます。せきすい斎苑の所在地番が国土調査前の地番でありましたので、国土調査の結果による地番に変更するものでございます。

次ページをお願いいたします。南関町火葬場条例（平成11年条例第4号）の一部を次のように改正するものでございます。第2条第1号中「下坂下1914番地1」を「下坂下1907番地2」に改める。

以上で説明は終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第30号議案、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）に基づき条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第6号）の一部を次のように改正する。児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等については、利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して、必要な教育または保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園などの連携施設を適切に確保しなければならないとされています。ただし、この連携施設の確保については、これまで附則第3条第1項で連携施設の確保が著しく困難であって、市町村が認めるときは、平成27年4月1日から5年間は確保しないことができるなど、経過措置が設けられています。しかし、昨年度において全国で約半数の事業者等が連携施設の確保ができていない状況にあり、このような状況等踏まえ、この度国では経過措置の期限を更に5年間延長するなど、連携施設の確保に関して緩和する内容の改正が行われましたので、国に準じて町でも関係する条文を改正するものでございます。第6条第4項において、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、その確保を不要とされたものです。第6条第5項では、連携協力を行うものとして、利用定員が20人以上である企業指導型保育事業に係る施設または自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設のその受け皿として可能とされたものでございます。また第45条第2項においては、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について町長が適当と認めるものについては、連携施設の確保を不要としたものでございます。

最後に、附則第3条第1項の連携施設に関する経過措置の中で、その期間をこれまでの5年から10年に延長するものでございます。附則としまして、この条例は、交付の日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第31号議案、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）に基づき、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。第10条の職員を定めた条文の中で、放課後児童健全育成事業者は事業所ごとに放課後児童支援員をおかなければならないと定めており、2項で支援員の数、3項で保育士の資格を有するものなど、支援員の資格要件を定め併せて都道府県知事が行う研修を終了したものでなければならぬとされていましたが、この度、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務権限について、平成31年度から指定都市も実施できることに閣議決定され省令改正されましたので、これを受け指定都市の長が実施した研修を終了したものも含める旨の条例改正を行うものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第32号議案、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は消費税増税に伴い、平成31年度の保険料の軽減強化を図る必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町介護保険条例の一部を改正する条例。南関町介護保険条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所得の少ないものに対する保険料軽減の強化に関する所要の改正を行ったものでございます。保険料率について、定めた第2条第2項で平成30年度において3万1,590円としておりましたが、平成31年度では、2万6,325円に減額改正するものでございます。同様に第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料についても、これまでの5万2,650円から4万3,875円、同項第3号に掲げる第1号被保険者の保険料についても、これまでの5万2,650円から5万895円に減額改正するものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用すると定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしく

くお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第33号議案、令和元年度南関町一般会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,408万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4,410万5,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。13款分担金及び負担金は2項負担金に6万6,000円を追加して、5,693万4,000円とし、予算総額を5,760万1,000円とするものでございます。15款国庫支出金は1項国庫負担金に401万9,000円を追加して、4億1,255万4,000円とし、2項国庫補助金を1,612万7,000円減額して、2億6,626万2,000円とし、3項国庫委託金に596万4,000円を追加して、797万2,000円とし、予算総額を6億8,678万8,000円とするものでございます。16款県支出金は1項県負担金に200万9,000円を追加して、2億5,372万8,000円とし、2項県補助金に536万9,000円を追加して、1億6,162万2,000円とし、3項県委託金に1万1,000円を追加して、2,842万円とし、予算総額を4億4,377万円とするものでございます。19款繰入金は1項基金繰入金に1億189万4,000円を追加し、6億137万円とし、予算総額を6億768万5,000円とするものでございます。21款諸収入は4項雑入を71万8,000円減額して4,608万5,000円とし、予算総額を5,772万3,000円とするものでございます。22款町債は、1項町債に5,160万円を追加して20億470万円とするものでございます。歳入合計は補正前の72億9,001万8,000円に補正額1億5,408万7,000円を追加して74億4,410万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費は1項議会費に1万2,000円を追加して8,397万1,000円とするものでございます。2款総務費は、1項総務管理費に6,267万6,000円を追加して23億3,374万8,000円とし、2項町税費を189万5,000円減額して9,264万9,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費を220万円減額して2,581万3,000円とし、4項選挙費を264万7,000円減額して、1,523万6,000円とし、5項統計調査費に177万3,000円を追加して962万2,000円とし、予算総額を24億7,836万7,000円とするものでございます。3款民生費は1項社会福祉費に717万3,000円を追加して、12億1,023万1,000円と

し、2項児童福祉費に181万5,000円を追加して5億3,796万5,000円とし、予算総額を17億4,819万6,000円とするものでございます。4款衛生費は、1項保健衛生費に126万9,000円を追加して、2億3,420万7,000円とし、3項水道費を8万7,000円を追加して、506万円とし予算総額を4億5,490万3,000円とするものでございます。5款農林水産業費は1項農業費に152万円を追加して、2億5,840万3,000円とし2項林業費に130万円追加して2,721万3,000円とし、予算総額を2億8,561万6,000円とするものでございます。6款商工費は1項商工費に9,070万6,000円を追加して、1億8,131万9,000円とするものでございます。7款土木費は1項土木管理費を242万4,000円減額して9,490万4,000円とし、2項道路橋梁費を4,858万4,000円減額して3億7,176万6,000円とし、3項河川費に422万9,000円を追加して1,714万2,000円とし、4項住宅費に118万6,000円を追加して1億5,917万6,000円とし、5項水道費に106万9,000円追加して1億1,656万2,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費に189万4,000円を追加して3,380万2,000円とし、予算総額を7億9,335万2,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。8款消防費は1項消防費に1,483万7,000円を追加して2億3,407万9,000円とするものでございます。9款教育費は1項教育総務費を361万2,000円減額して6,059万5,000円とし、2項小学校費に1,368万9,000円を追加して1億4,562万2,000円とし、3項中学校費に26万9,000円を追加して4,132万1,000円とし、4項社会教育費に794万8,000円を追加して1億917万9,000円とし、5項保健体育費に69万3,000円を追加して1億2,092万7,000円とし、予算総額を4億7,764万4,000円とするものでございます。12款予備費は1項予備費に130万4,000円を追加して964万2,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の72億9,001万8,000円に補正額1億5,408万7,000円を追加し、74億4,410万5,000円とするものでございます。

○議長（橋永芳政君） 説明の途中ですが、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行してください。

○総務課長（北原宏春君） 引き続き説明を続けさせていただきます。

5ページをお願いいたします。第2表は、地方債の補正の変更でございます。補正後の限度額を申し上げます。道路橋梁整備事業は1億6,750万円とし、自然災害防止対策事業は1,280万円とし、社会教育施設整備事業は1,920万円とし、学校教育施設整備事業は5,110万円とし、消防防災施設整備事業は5,160万円とし、庁舎等建設事業は14億700万円とするものでございます。

6ページと7ページは歳入歳出事項別明細書の総括表でございます。

8ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。主なものについて御説明いたします。上から2段目の15款国庫支出金、1項、2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金に低所得者保険料軽減分といたしまして、401万9,000円を追加するものでございます。その下の2項、4目土木費国庫補助金を社会資本整備総合交付金の内示により2,460万9,000円減額するものでございます。一番下の3目教育費国庫委託金は1節社会教育費国庫委託金に学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業委託金といたしまして、596万4,000円を追加するものでございます。

9ページを御覧ください。一番下の19款繰入金、1項、6目産業振興等奨励基金繰入金8,229万円を追加するものでございます。

10ページをお開きください。3段目22款町債、1項、3目土木債、1節道路橋梁債を1,810万円減額し、9目、1節の総務債は庁舎等建設事業債4,740万円を追加するものでございます。

歳入は終わりました、次に歳出の内訳に移らせていただきます。

11ページを御覧ください。それぞれ2節給料、3節職員手当等の人件費関係は主に4月の人事異動に伴うものでございます。それでは主なものを御説明いたします。下から二つ目の2款総務費、1項、7目企画費の18節備品購入費に256万円を追加するもので、乗り合いタクシーの自動車購入費でございます。

12ページをお開きください。同じく2款、1項、16目まちづくり推進事業費の19節に193万円を追加するもので、大河ドラマいだてん1市2町地域振興協議会負担金でございます。下の19目庁舎等建設費の15節工事請負費は5,236万2,000円を追加するもので、新庁舎のネットワーク設備工事でございます。

飛ばしまして、14ページをお開きください。14ページ、一番下の3款、1項、6目交流センター管理費、11節需用費に75万8,000円を追加するもので、浴室ボイラー関係の修繕費でございます。

次のページの13節委託料は116万7,000円を追加するもので、交流セン

ターの開館時間延長に伴う管理委託料でございます。

飛ばしまして、17ページをお開きください。5款農林水産業費、1項、中ほどの4目農地費、19節に多面的機能支払事業分212万円を追加するものでございます。

次に18ページをお開きください。6款商工費、1項中ほどの4目企業誘致対策費に8,394万円を追加するもので、3件の産業振興等奨励金でございます。

次に19ページを御覧ください。中ほど7款土木費、2項、3目道路新設改良費は4,870万4,000円を減額するもので、交付金の内示に伴うものでございます。15節工事請負費は、3,124万4,000円の減額、17節公有財産購入費は1,720万円の減額でございます。

飛びまして、21ページをお開きください。上の8款消防費、1項、3目消防施設費、15節工事請負費に1,350万円を追加するもので防火水槽建設工事で今年度は3基の予定です。下の9款教育費、2款小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費に第四小学校営繕工事といたしまして、1,230万円を追加するものでございます。

22ページをお開きください。一番下の14目ですね、体育・スポーツ資質向上等推進事業として、596万8,000円を計上いたしております。歳入にありました国の補助事業で、南関町こども体力向上推進コンソーシアム委託料318万1,000円ほかでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第34号議案、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

予算書1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ106万9,000円を追加して、それぞれ総額を1億7,686万4,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。2款繰入金は1項一般会計繰入金に106万9,000円追加して、1億1,656万2,000円とし、歳入合計を1億7,686万4,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。2款事業費は1項公共下水道事業費に106万9,000円を追加して、4,719万8,000円とし、歳出合計を1億7,686万4,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。2款繰入金の1

項、1目一般会計繰入金に106万9,000円を追加して1億1,656万2,000円とするものでございます。

7ページは歳出でございます。2款事業費は1項、1目公共下水道建設費に106万9,000円を追加するもので、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金は異動に伴います人件費の補正でございます。13節委託料は下水道設計業務委託料の補正でございます。県道大牟田南関線の落合橋架け替えに伴います下水道管の布設替えのための設計費用で労務単価の見直しを含む詳細設計により58万円の追加をお願いするものでございます。また、15節の工事請負費は町道田町堀池園線新設工事に伴う住宅の移転と新規申請により公共柵の設置が必要となりましたので今回180万円の追加をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、第35号議案、令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。今回の補正は異動に伴います人件費の補正でございます。

予算書1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ8万7,000円を追加して、それぞれ総額を515万6,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。5款、1項一般会計繰入金に8万7,000円を追加して、359万4,000円とし、歳入総額を515万6,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。1款、1項総務管理費に8万7,000円を追加して、313万4,000円とし、歳出合計を515万6,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。5款、1項、1目一般会計繰入金に8万7,000円を追加して、359万4,000円とするものでございます。

7ページは歳出でございます。1款総務費は、1項、1目一般管理費に8万7,000円を追加して、313万4,000円とするもので、3節職員手当等ほか異動に伴います人件費の補正でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第36号議案、令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,849万9,000円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。1 款保険料、1 項介護保険料を804万円減額し、2億4,312万1,000円とするものでございます。次に、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金に805万円を追加し、2億848万8,000円として、歳入合計補正額1万円を追加し、歳入合計を14億8,849万9,000円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費に1万円を追加し、131万4,000円とし、歳出合計補正額1万円を追加し、歳出合計を14億8,849万9,000円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。1 款、1 項、1 目、第1号被保険者保険料、1 節特別徴収保険料を717万7,000円、同じく1 目、2 節普通徴収保険料を86万3,000円減額するもので、低所得者の保険料の軽減によるものでございます。次に7 款、1 項、4 目低所得者保険料軽減繰入金、1 節現年度分を804万円追加するもので保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものでございます。同じく5 目、1 節一般会計繰入金を1万円追加するもので、事務費分でございます。

7 ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。1 款、1 項、1 目一般管理費、1 2 節役務費1万円を追加するもので、これは第3者行為損害賠償求償事務共同処理手数料で損害賠償金受領額の5%とされていることから、この金額を計上しています。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第37号議案、令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は異動に伴います人件費の補正でございます。予算書1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ189万4,000円を追加して、それぞれ総額を1億3,521万1,000円とするものでございます。

2 ページをお開きください。歳入でございます。5 款繰入金の1 項一般会計繰入金に189万4,000円を追加して3,380万2,000円とし、歳入合計を1億3,521万1,000円とするものでございます。

3 ページ、歳出につきましては、2 款事業費の1 項浄化槽整備推進事業費に18

9万4,000円追加して、7,190万7,000円とし、歳出合計を1億3,521万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入についての御説明でございます。5款繰入金は1項、1目、1節一般会計繰入金に189万4,000円を追加して、3,380万2,000円とするものでございます。

7ページは歳出でございます。2款事業費は1項、1目浄化槽建設費に189万4,000円を追加して、7,190万7,000円とするもので、2節給料ほか異動に伴います人件費の補正でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第38号議案、字の区域の変更について提案理由及び議案の御説明をいたします。

本件は、平成24年度から実施しております県営中山間地域総合整備事業で、南関東地区の東谷工区の改良事業の実施に伴い、字の区域の変更するものでございます。県知事から字の区域の変更申請書の提出が5月7日付でございました。字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を得る必要がありますので、御提案させていただきます。

今回御提案します地域は南関東地区の東谷地区、8.1ヘクタールでございます。大字肥猪で区画の整理を総合的に実施し、現在委託先である熊本県土地改良事業団体連合会が換地処分に向けた調整を行っているところでございます。内容につきましては、議案を御覧ください。肥猪地区の変更前の字、区域、変更後の字でございます。変更前の字四ツ枝、中尾、大平、柳田、松ヶ平、茶ノ木浦、池井川の区域を変更いたしまして、変更後の字は中尾、柳田、大平、茶ノ木浦、島田の区域とするものでございます。

以上で東谷工区の字の区域の変更について提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第39号議案、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について提案理由及び内容を御説明いたします。

熊本県市町村総合事務組合の構成団体であります合志市が本年8月31日をもって、交通災害見舞金に関する事務の共同処理から脱退されるため、今回提案するものでございます。地方自治法第286条第1項では、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、または規約の一部を変更しようとするときは関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事の許可を受けなければならないとされておりますので、

この規定により熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。

内容を御説明いたします。脱退に伴いまして、規約の別表第2第3条第10号に関する事務の項中、「合志市」を削るとしております。これは交通災害見舞金に関する事務でございます。また、附則では、この規約や令和元年9月1日から施行するとし、2項で経過措置について定めております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 以上で、提案の理由の説明を終了します。

-----○-----

日程第21 一般質問

○議長（橋永芳政君） 日程第21、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次発言を許します。6番議員の質問を許します。

6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） おはようございます。6番議員の井下でございます。

令和元年初めての質問、ちょっと気合い入れていきたいと思ひます。今回は2点ほどの質問になります。

一つ目は介護保険についてです。現在介護保険料は第7期を迎えているわけですが、第1期からこれは一度も下がることもなく常に上昇しているように思ひますが、これまでの県平均と南関町の推移はどのようになっているかお尋ねします。また、今後どのように予想されるか、そしてそれに対する対策等もありましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。また、これらの元になっている介護保険法というのがありますけれども、その理念をどのように捉えておられるか、これも同時にお尋ねいたします。

二つ目は町の防犯についてです。防犯ということ言えば、非常に幅も広く内容においても様々なものもあります。そこで、今回は今世間を騒がせている電話による詐欺、例えばオレオレ詐欺、アポ電詐欺等について質問します。南関町ではこれらの詐欺による被害は発生しているのか、その状況についてお尋ねします。また、現在、町でそういった詐欺に対する対策として取り組んでいることがあれば、同時にお教えください。

この後は自席について質問続けさせていただきますが、今回の質問は、これまで南関町で一所懸命頑張つてこられた高齢者の方たちが主に主役となります。前向きで配慮ある答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（橋永芳政君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番、井下議員の介護保険についての御質問にお答えいたします。

まず、①の国・県平均と南関町の介護保険料の推移と今後の展望はにつきまして、介護保険制度は平成12年2000年に始まりましたが、平成12年から平成14年までの3年間を第1期として、3年ごとに介護保険事業計画が策定されており、今年度は第7期の2年目を迎えております。保険料につきまして、各期3年ごとに改定されておまして、全国及び熊本県の平均保険料と南関町の保険料の推移は次のようになっております。第1期において、全国が2,911円、県が2,993円、町が3,200円でした。第3期では、全国が4,090円、県が4,412円、町が4,200円、第5期が、全国が4,972円、県が5,138円、町が4,990円で今年度の全国平均が5,869円、県平均が6,374円、南関町が5,850円となっております。

次に、今後の展望につきましては、平成30年に策定しました第7期の南関町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中で、今後の要介護認定者数及び認定率、更に被保険者数などの推計から考えますと、認定者数は微減、認定率は横ばいながらも被保険者数の減少が見込まれることなどから、保険料にも影響が考えられます。町ではこれまで以上に、介護給付費の適正化に取り組むとともに、介護予防、日常生活支援及び高齢者の自立支援と重度化防止に取り組み、今後の給付費及び保険料の抑制に努めて参りたいと考えております。

次に、②の介護保険法の理念について、どのように考えるかについてお答えします。介護保険法の理念につきましては、介護保険法の「第1条での目的」及び「第2条での介護保険」、更に「第4条の国民の努力及び義務」で記されていますが、私なりに解釈しますと、単に介護をする介護を要する高齢者の身の回りのお世話をすることというのを越えて、要介護、要支援者の有する能力に応じた自立を支援することではないかと考えております。また、介護給付は要介護状態等の軽減または悪化の防止となるように、医療と連携しながら行わなければならないとされており、本人の選択によって総合的かつ効率的に提供されるべきだとされております。

続きまして、町の防犯についてお答えいたします。まず、①の南関町における詐欺の被害状況はについてですが、詐欺は犯罪ですので、詐欺被害の状況については警察署において詐欺事案として取り扱われたどうかによるとのことですが、先日、玉名地区防犯協会連合会の総会時の資料に玉名警察署管内の防犯等の概況が掲載されておりましたので、その件数でお答えさせていただきます。玉名署管内で詐欺と認知された件数は平成29年で22件、そのうち本町は2件、平成30年は15件で本町は3件となっております。そのとき玉名署から話されたのが、昨年管内のオレオ

レ詐欺、架空請求の件数は4件でしたが、今年に入ってすでに5件発生しているとの報告がっております。町では、消費者問題に関しまして、総務課に消費生活相談窓口を設けており、町への相談としましては、平成30年度は15件の相談を受け付け、毎年十数件程度の相談を受け付けているところであります。相談内容としては、インターネットトラブル4件、訪問販売によるトラブル4件、架空請求のハガキ等3件、その他4件となっております。最近はインターネットトラブルや訪問販売によるトラブルが多くなっております。相談に対しましては、状況をお聞きしながら対応しており、必要に応じて担当者及び関係者で個別のケース会議を開き対応しているところです。

次に、②の町で行っている取り組み、または対応策はあるかについてお答えします。最近では巧妙な手口による詐欺や架空請求などで消費者が被害に遭うといった事例のニュースが数多く流れてきます。先ほど相談件数をお答えしましたように本町においても例外ではなく、一人一人の注意を促すことはもちろんですが、情報の共有、意識付けなど地域の取り組みを促すことも大切ではないかと思っております。詐欺につきましては、町にそういう事案が発生したとの連絡が入りましたら、すぐに防災行政無線や安心メールなどを使って情報提供、注意喚起を行うなど被害の防止に努めております。防犯対策としましては、週に2回の青色防犯パトロールカーによる巡回や玉名警察署等からの犯罪等に関する情報について、防災行政無線を活用して周知などを行っております。また、消費者トラブル解決のために大牟田市、荒尾市、長洲町と2市2町で協定を締結し平成28年4月からは、相談窓口の拡大と相談体制の強化、祭りなどの機会に合同で窓口の周知活動などを行っており、その他にも町内小中学生を対象とした出前講座を年1回実施しており、消費者の知識力向上を図っています。高齢者の方につきましては、一人暮らし高齢者の方に設置してあります緊急通報システムには、不審な電話があったときにはボタンを押していただくと、センターに通じ、町や緊急時は警察に連絡するようになっているところであります。今後も関係機関との連携を強化するとともに、更なる周知を図るなど防犯に努めて参ります。

以上、お答えしましてこの後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 先ほど町長のほうから介護保険料の国・県・町の推移について、御説明はありましたけれども、私のほうから詳細について再度御説明を申し上げます。

全国平均の推移では、制度初年度の平成12年度で2,911円と県及び南関町

より低額での設定ではありましたが、その後は最高で24.2%、最低で1.7%の引き上げが3年ごとになされ、今年度では5,869円となっており、南関町より高く熊本県より低い額で、初年度と比較して約2倍となっています。

次に、熊本県内の市町村平均の推移は、初年度2,993円と全国より高く、南関町より低い料金設定で、その後は最高で26.9%の引き上げやまた1.2%の引き下げがなされ、今年度は6,374円で、全国平均及び南関町の料金より約500円ほど高くなっており、初年度と比較して約2.1倍となっています。

最後に南関町の料金の推移は初年度3,200円と全国また県平均より約200円高い金額でしたが、その後は最高で31.2%、最低では0%の変更なしで、今年度は5,850円で全国平均及び熊本県内の平均より低く、特に熊本県の平均と比較すると、約500円低い料金となっております。初年度と比較して約1.8倍となっております。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。

まず介護保険のほうから入っていきたいと思います。今、町長からの答弁と課長からの答弁でありましたように、ここに同じ資料がありますけれども、確かに国・県の平均よりも第1期こそ高い金額にありますけれども、第7期においては逆転して町が若干少なくなっております。これは今現在、健康体操をはじめ、いろいろ町で行われている福祉の向上に向けたいろいろな取り組みの効果がいくらなりとも表れてきているのであればと思えば、これは大変喜ばしいことではありますけれども、あくまで国・県の平均と比べたのはこれは参考にするためであって、大事なのもそれでも1期を町長も言われましたけども、3年として約20年経っております。その20年の間に、今、福祉課長も言われたとおり1.8倍強の金額になっております。ここが一番大事なんじゃないかなと思っております。これがいくら県・国の平均よりも下がったとしても、このままいけば天井しらずで上昇していくんじゃないだろうかと思われまますけれども、この辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 今後の保険料の上昇についてのことをどう考えるかということだと思います。現在、社会問題にもなってますけど、少子高齢化などにより保険料への影響が避けられないと考えますが、介護予防など南関町のほうで今行っている介護予防など、地域生活支援事業に積極的に取り組み、極力引き上げ額を抑制できるようにしたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 私もこのままいったらどこまで上がるかなど、これは非常に先々あと何年になるか分かりませんが、これはずっといくんじやないかと思っております。ちなみに今も南関町の高齢化率は今現時点でどれくらいになりますかね。ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 南関町の高齢化率はどれだけかということだと思います。令和元年5月末現在で、38.2%となっている状況でございます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ここに、第7期南関町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画というものがありまして、これによると令和7年までは65歳の方は3,500人から3,700人までこう推移していくと記されております。ただ、これは横ばいで進んでいくんだらうと思われましても、南関町の総人口が減少傾向にあるために、どうしても分母が小さくなってきますので、高齢化率はこのまま右肩上がりにいくんじやないかとやっぱり予想をされます。ここで、ただ単にいろんな定住対策をされながら分母を増やしていくというのも大事だけれども、それでは根本的な解決には繋がらないと思います。高齢化率というのは65歳に達した時点で、もう自然とカウントされます。これが寝たきりの状態であられても、元気な状態であられてもやはり高齢化率として数字に上がってきます。そこで、お尋ねしますけれども、高齢化率の上昇だけ考えた場合と、高齢化率が高くても高齢者の方たちが元気で過ごされている場合とこの両方比べた場合、介護保険料に関しては、どのような変化もしくは違いが表れてくるのでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 今の御質問でございますが、当然在宅で元気に暮らしておられる方が増えていきますと、施設などを始め介護サービス給付費が抑制できますので、それにより当然保険料も抑えられるのではないかと考えます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） もしそこに変化とか違いが出てくるのであれば、やはり高齢化率に関係なく施設に頼る方が多くなれば、介護の認定度が高くなる方に特にそういった施設にお世話にならなければならない状況になってこられるかと思えますけれども、それはそれで必要な施設です。ただ、その施設料云々考えたらこれが全て介護保険料にかえてくるわけですから、そのところのあり方というのをもう1回検討していったらどうかなと思っております。

そこで、2番目のところになりますけれども、介護保険法の理念ですね、これに関しましては、町長は自分と同じように大変良いことを言われましたけれども、課長

はどんなふうに考えておられますか。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 介護保険法の理念についてということで、私も町長のお考え、それから今議員のほうのお考えと一緒にございます。町長のほうの答弁にもありましたように、ただ身の回りのお世話ということではなくて、やはりその方の能力に応じた支援、つまり自立を促すような支援が必要ではないかと考えております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 全く同感です。介護保険制度全体を貫く理念として、今町長も言われましたけれども、第1章には目的として書いてあります。これはちょっと読ませていただければ、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度を設け国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とするとそういった旨が書かれております。その中でも大事なところは、介護の必要性が出てきたものがその尊厳を保持し、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにと書いてあります。それとはまた対象になりますけれども、第4条の国民の義務ですね、こういったところには要介護状態になるということを予防するために、常に健康の保持・増進に努めるとともに要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーション、その他適切な保険医療、または福祉サービスを利用することにより有する能力の維持向上に努めるとするとなっております。これは国が行われなければいけないこと第1条に書かれて、それに伴ってそのまま受け入れてしまうんじゃないかと、あとはその本人の自助努力についても4条ではこれらうたっております。これが今きちんと町での福祉に対してこういう内容、理念に沿った形でこれは行われていると思われませんか。そこちょっと感想でいいですから、教えてください。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 町内の事業所あるわけですけど、各事業所ともこの法の理念に基づいて日常の業務をされていると、十分踏まえてされていると思っております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 誤解だけして欲しくないんですけど、これはしなくちゃいけないことをやらないでくれということじゃありません。もちろん介護度数の高い要介護3、4、5の入居をされている方たちにとっては、今以上に過ぎるほどの十分な介護が必要になってくると思います。これは当たり前のことです。そのことによって、本人さんはもちろん家族の方たちにとってもどれだけ日常の生活で助かっておられるか、これは計り知れないものと思います。けど、要支援の方またはそれ以前の相互事業の対象になっておられる方たち、今後要支援、要介護状態になら

れるであろうと予測される年代に達した人、こういう人たちに対するサービスの提供具合は、これはどのようなふうな提供をされていますか。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 各事業所のほうで、先ほど言いましたように、利用者の方の能力を十分把握し、そしてケアプランといいますか、その方にあったケアマネジャーが計画するケアプランに基づいて、自立を促して支援をされているというような状況だと思います。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） すいません。ちょっと自分尋ね方が分かりにくかったんじゃないかと思えますけれども、サービスを受ける側の方は支給限度額というのがそれぞれに設けられております。これを細かく言えばこれは複雑になりますから、ここではあえてそこには踏み込みませんが、例えば10点分の10ポイント分のサービスが提供される枠があるとすれば、10のうち5は自立でできる方もおられると思います。それを10あるからと言って、10全部してやれば逆に今稼働している運動機能を使わなくてもいいですよというような逆効果になりやせんかなと思っております。そういった形のサービスが実際、南関町では聞いたりはされませんでしょうか。そういうことです。もう1回お願いします。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 今議員のお話のような支援て言いますかは、聞いてません。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） なかなかこれは表にはでないと思えますけれども、自分がヘルパーしていた時期も、あの人は何でもしてくれるからいい人だと、逆にこの人はできることは私にさせなはるけんが、結構厳しいヘルパーさんだとそういうふうな話をよく聞いてました。けど、これは本当にこれが正しいことかなというと、どうかと思うところもあります。それで、こういったもう一度先ほど町長も福祉課長も言われた介護保険法の理念ですね、ここに立ち返った状況で、これは町の福祉課、町の福祉の中核であると思っておりますので、こういったところの指導、要望とかそういった形でなかなか民間には入れないところもあると思うんですけれども、こういったことは一切入っていけないもんですかね。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 各事業所への指導・助言等についてだと思いますが、当然町がしておりますグループホームやデイサービスなどの地域密着事業所はもとよりこのような事業所に対して指導・助言が可能ですし、また対象となる事象が発生すればこのような指導、もしくは問題の重大性によっては勧告等しなければならない

ということとされています。ですので、今議員のほうの御心配と言いますか、そのようなことがあれば、町としても当然現地、それから事業所のほうに入りまして指導・助言はできるものと思っております。

○議長（橋永芳政君） 説明の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。

6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） いろんな指導・助言ができるということでしたけれども、これはぜひ行ってもらいながら、一番身近なケアマネさんとか、その家族の方がもし近くにおられたら、そういうことを担当者会議等含めて話を進めながらなるべく本人にきついことをするんじゃなくて、本人のためになることということをしっかり理解してもらいながら進めていってもらえれば、少しずつでも元気な高齢者の方が出てこれれば介護保険料のほうにも反映されてくると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。今、日本各地でいろんな市町村でそれぞれの形で結果を出しているところもあります。同じようにやりなさいとは言いませんけれども、何か南関町にあったやり方、手立てが出てくると思いますので、ぜひ進めて欲しいと思います。特別なところではないと思いますので、南関でもやれると思います。介護保険料のその重要性に関しては、これは本当にしっかりわかっているつもりで、理解もしています。けど、40歳の誕生日の前日からあとは亡くなるまでこれはずっとこれは払い続けなければいけません。第1号被保険者と第2号と途中でわかれますけれども、一生です。ですから町民の方たちの負担軽減のためにもこれはなるべく町は今やらんと5年先、10年先には繋がっていかないと思います。だから今やって欲しいと思います。ぜひそこはやろうとするかしないかだと思いますので、ぜひお願いします。どうですかね、よろしいですか。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 今議員のお話もありましたように、全国ではそれぞれの地域で独自のいろんな介護保険料の抑制に向けて取り組まれていることもあると思います。南関町においても最近では、家事お助け隊ですか、もやい生活支援サービスと社協のほうでやっていますが、家事お助け隊も始まりまして、地域の方がそれぞれ地域のお互いの支援と言いますか、できるように今それがスタートしております。

すので、こういった事業がぜひ充実して多くの会員の方が入っていただいで活動していただけたらと願っている所でございます。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） 今出たからあえて言いますけど、家事お助け隊ですかね、これはそこなんですよ。家事を何でもやってあげますとかじゃなくて、皮を剥ける能力があれば皮をむいていただくとか、一緒に調理をしましょうとかそういったところから進めていってもらえれば、だんだん大きくそれが変わってくると思いますので、そういったものを含めた上でぜひやってください。

次にもう入ります、町の防犯についてですね。これも先ほど町長が答弁されました防犯で、自分で玉名市の生安課のほうにちょっと尋ねに行きましたけど、若干数字も違うかなと思ったんですけど、平成30年には玉名署管内でオレオレ詐欺が2件と架空請求が2件、これは電子マネーが使われております。内1件はやっぱり警察官を装ったもので、いろんなあの手この手で詐欺をはたらいております。平成31年では、わずか4カ月しかありませんでしたけれども、架空請求詐欺が2件発生しており、内1件は町内在住の方が被害に遭っております。これは公表していいかということで確認しましたところ、名前も出さないところで南関町の方が被害者ということは申し入れてもいいということだったので、あえてここで発表しますけれども、これは電子マネーを使った詐欺ということでした。これも全くよそ事ではなく町内のことですが、この電子マネーこれに関しては課長、こういったものか御存知ですかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 電子マネー詐欺につきましては、私が理解している内容としましては、コンビニなどで販売されている電子マネーですね、それを購入させて、購入後に電子マネーの決済に必要なコードとかそういうものを連絡させて、詐欺に遭うというようなものではないかと思っております。先ほど町長答弁にありました被害の件は先般の防犯協会の会議の中でおっしゃられたことですが、その後、私も玉名署の方に電話をして確認しましたところ、先ほど議員が言われたように南関町でも今年、被害があっているというようなことはおっしゃいました。こういった詐欺関係の被害については、そのとき一緒に申されていたのがやっぱり高齢者の方、65歳以上の高齢者の方が7割いらっしゃるということと、あと女性の方がそのうち7割ぐらいいらっしゃるということもそのとき一緒にお話をされておられました。というところでございます。

○議長（橋永芳政君） 6 番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ちなみに2016年にはこの電子マネーだけで、全国で7億7,000万円強の被害が実際出ております。これはもともと増えてくると思います。今課長が言われたとおり、電子マネーというのは実際お金を受け子とかそういった人がいらなくなります。電子マネーの裏に記された番号を自分のアカウントに入れば、それがそのまま自分のお金として使えるわけですから、本当に犯人からすればリスクの少ない詐欺になると思います。これがほとんど電子マネーは今課長の答弁にもありましたように、コンビニ等で販売されておりますけれども、コンビニあたりに詐欺予防のために、いろんな忠告、警告とかそういった問合せとかは町からは数軒コンビニがありますけれども、何か対応されてますか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 町から直接町内のコンビニ等ということだと思いますけれども、今のところ町から直接コンビニ等に周知を行っているというところはございません。熊本県のホームページを見ましたところ県警のホームページのほうにコンビニ事業者への注意喚起、そういった文章が掲載されているのは確認をいたしております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） これはやっぱり人もいますと思いますけれども、月に1回でもコンビニに行って多額の電子マネーというのはそんなに必要ないと思います。使う人からすればですね。これが5万円を20回に分けて購入したりとか、いろんな形で金額が大きくなってきておりますので、こういうことがあったら南関町の総務課のほうにでも御一報くださいというお知らせをお願いするとか、防止のポスターを貼ってもらうとか、いろんな予防策があると思いますので、できることはしてもらえればと思っておりますけれども、他にこの詐欺事態に遭わないためにどうすればいいかということなんですけれども、課長何か課長からすればこういうことは意外といいんじゃないかとかそういうのはありますか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 一般的にしかありませんけれども、通常言われるのは良い話には簡単にのらないというようなこと、身に覚えのない請求命令ハガキ、請求については記載されている電話番号に電話をしないと、連絡をしないというところと来たら警察はもちろんですけれども、うちの町の総務課、消費者のほうの窓口そういった相談窓口がありますので、近所の人でもいいですけどまず他人に連絡をするというのが大事なのではないかというふうに、基本的なことですけども、そんなふうに思ってます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 相談が一番だと思いますけれども、この相談をする暇を与えないと、これが普通の今の詐欺のやり方ですね。架空請求等についてはまず連絡や通達があるはずで、その場合はこちらからそこに連絡をしたりとか、ハガキを返したりとかそういったことはやらない限り被害に繋がることはないと思いますので、この辺は忠告でも十分通じていくと思います。ただ、オレオレ詐欺とか還付金詐欺、これは相手とどうしても先物取引なんかもありますけれども、それに電子マネーも相手から連絡が電話等であり、スマホとか電話を、機器を通じた連絡がありそれからのスタートになるわけです。必ずそこに会話がまず生じます。こちらとしては、まずそういった電話には騙されないとされる方がほとんど多いと思いますけれども、一生の間にこういった詐欺の電話がかかってくるのは何回あるのかわからない状態ですよ。詐欺を仕掛ける方からすれば1日何十件、何百件の実践経験、実践練習をずっと踏んでいるわけです。言い換えれば、普通の人がいろんなスポーツ等の試合に関してもぶっつけ本番で試合に行くのと、毎日実践練習をやっているとこと試合をしたら、どっちがいいかももうこれは判断つくと思います。そういった中で騙されない、私は絶対大丈夫という人が騙されているのが事実です。今はもういろいろ出ましたけど、オレオレ詐欺、架空請求、還付金詐欺、これはオレオレ詐欺になれば、これは誰もがこれだけマスコミに広がっていたからやっぱりいくらか注意をするような詐欺だと思います。架空請求に関しては、やっぱり後ろめたい気持ちがあったりとか、いろんなアダルトサイトとかそういうのも含まれますけども、これは相手を不安にさせて追い込んでいく詐欺です。還付金詐欺は相手をちょっと喜ばせて、その隙にだますような手口です。いろんなやり方がありますけれども、いろいろ今後もこれらに付随した形を変えてくるのもあると思いますけれども、今最近またよく聞くのもアポ電詐欺というのはこれは御存知ですかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 最近、私も耳にしてお聞きしているところですが、一度電話に出て、事前に一度電話かけて、在宅の有無を確認してということで、その後、詐欺行為とかを行うというそういうふうな認識でおりますけれども、1回アポイントを確認をして、した後で相手を見ながら犯行をする、詐欺を行うというような形の犯罪かなというふうには思っております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） そうですね。これはいきなり所得を聞いたりとか、その一人で生活しているかとか、これは消防署、警察、役所を名乗りながらいろんなことをいろいろ聞きだして、そこにお金があるとわかれば実際そこに強盗として入り込んでいくような詐欺です。特に、消防署職員等を名乗ったりして災害時に救助の間

題があるから一人で住んでいるかとか、そういった形でも尋ねてきているのも今多く見受けられます。やっぱりこれにしても今課長が言われたようにまず電話です。電話で会話をしなければ、この犯罪には繋がりにくいと思います。そこで尋ねますけれども、今いろんなところで注目されていますけれども、自動通話録音機というのが有効になってくるんじゃないかと思いますけれども、一番詐欺を防止する最前線の機械として、あると思うんですけれども、こういうのに関してはどんなふうに思われますか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 自動通話の録音機ということですが、私も以前テレビで見たことはあります。これにつきましては有効な手段だろうというふうにはその時を見て感じております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 自分もこれも本当に有効かなと思います。自分にしてもたぶん課長にしても犯罪を起こそうするときに、自分の声がそこに残るわけです。そしたら絶対証拠を足跡を残さないのが手口ですので、そういうのは極力嫌って来ると思います。今この自動通話録音機を貸し出す自治体も非常に増えてきていると、いろんなところで公表されています。自分も知り合いの叔父が一人いるんですけれども、高齢者世帯ですけれども、そこにもこの録音機を付けてあります。こちらからかければ、まず相手が出る前に、この電話は振り込め詐欺等の犯罪防止、被害防止のために会話内容が自動録音されます。こういう音声の流れでその後相手に繋いで話ができます。これやったらこの時点で相手はたぶん電話切ると思います。本当にこれは有効じゃないかなと思いますけれども、実際アポ電詐欺によって殺人事件まで発展した東京の江東区ですね、これはその以前からこれを貸し出しをやっていたそうなんですけれども、そうあまりみんな注目されなかったそうです。けど、この事件以降は在庫1,580台が全てもう終わって、危機管理課長によると不審な電話を取らなくて済むようになり、犯人との接点を遮断する効果が発揮できている、こういうふうに話されてます。ちなみに南関町の高齢者世帯これは福祉課長どれくらいありますか、わかりますかね。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 高齢者の一人暮らしの世帯についてですが、平成27年度の国勢調査による結果で、御説明申し上げます。一人暮らし世帯が507世帯、高齢者の夫婦、御夫婦世帯が487世帯、高齢者等同居されている世帯が1,291世帯、以上合わせますと高齢者のおられる世帯が2,285世帯ということで、全体の55%にあたるかなと思います。こういった世帯の状況が国勢調査によって報

告されています。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） 独居老人と高齢者の世帯だけを考えれば約1,000軒弱ですね。南関町に今あるわけですけれども、こういった先ほど言った自動録音機というのは、いろんなメーカーがこういう時世ですので、出しています。ただ、この被害状況を機に玉名署に行ったときにそこに案内が来てたのが、これも振り込め詐欺防止のために通話内容を録音しますという音声が流れてくるやつで、これは取り付けるだけで1個500円で済みます。500円で1,000軒全部を対象にしても金額は高いと思われる方もおられるかもしれませんが、これが安全に繋がるのであれば、いくらかの供用範囲ができるんじゃないかと思います。これは取り付けて操作も若干必要なものもありますし、自動的に録音されるのもあると思いますし、金額でも若干大小まちまちがあると思います。けどこれをぜひ町で導入して、高齢者世帯が独居老人世帯等で必要とされる方たちにはできるだけ、全て無料とは言いませんけれども、必要な方には町の方でお手伝いするとか、そういった形はできないですかね。ここでいきなりやってください、わかりましたというようなことには予算もつきますので、できないとは思いますが、一応どんなふうに思われますか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 先ほど自動通話録音機ですかね、については有効な手段であると思うと申し上げました。確かに犯罪防止については一つの大きな有効な手段であると思います。ただ、犯罪の手口は日々進化しておりますので、録音だけでいかということもその先出てくるかと思いますが、町のほうでは消費者行政のネットワーク会議を先般開催したときにも、委員からそういった録音機の話は出ているというところで、町でするかどうかということも含めて検討する必要があるのかなというふうに、どこでやるのかということも含めて検討する必要があるのかなとは思っています。また高齢者世帯とか独居の方に無償でというか、何かに貸し出せるようにということも申し上げましたが、町としては今のところ個人のほうでまずは設置を検討していただけるようにというところで、有効な手段としてある分は周知をしていきたいというふうに今のところでは考えているところです。

○議長（橋永芳政君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） すぐには言いませんけれども、いろんな相談もあっているということですので、そういうときにはこういうのも一つの解決にはなるんじゃないのかというような連絡ですかね、相談に来られた方はこういうのもありますよ

とかまずそういうところからでも始まっていけば、何もせんよりもそれは全然違うと思います。ちなみに近隣の市町村でこういった貸し出しとかやっているところってありますかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 荒玉管内においては、そのような無償貸出等の対応をされているところはないというふうに確認をいたしております。玉名警察署において相談者の状況に応じて無償貸出を実施しているけど、台数に限りがあるというふうにもまた台数までは聞いてませんが、そのようにお聞きしております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 私もまだ近隣の市町村ではやってないと、やってるところは聞いたことはありません。けど、どこもやってないからしないとか、前例がないからしないんじゃないかと、逆にこういうことをやってないからこそ率先して、こういうことは本当に町の人の安心安全を提供するための一番身近な問題じゃないかなと思いますので、こういうのは率先して全て無料とかあえて言いませんけども、できるだけもう少し守れるような形に持っていつてもらいたいと思います。今も元号も変わりましたが、それに付随した元号詐欺とか、オリンピック詐欺また手を変え品を変え多種多様化してきております。それに比べて同居世代は若い人との同居世代は少しずつ逆に減ってきております。独居老人、老人世帯がその反面増えてきているということですね、遠く離れて生活されている方も本当に南関には多くおられます。その方に対しては遠方に出ている息子さん娘さんにとっても安心感を与えてもらえるよう、この件は今課長がこれからどんどん変わってくるかもしれんと言われたけれども、今現在こういう問題がある以上、何か一つ手を打っていつもらって少しでも安心感を与えていつもらえるような政策を組んでいつもらいたいと思います。

まとめに入ります。先ほどからもずっと言ってますとおり介護保険料について、その必要性は十分理解はしているつもりです。しかし、仕事をされている方にはともかく年金生活の方にとっては非常に重たく乗ってくるものだと思います。先ほど言いましたこと以外にも、以外にも、負担軽減に繋がるような政策があるはずですよ。いろんなところを参考にしながら南関町でできるところからでいいですから、ぜひ取り組んでいつもらって、そういうふうな負担軽減に繋がるような政策に繋いでいつもらいたいと思います。また、詐欺につきましてもこの南関町で被害が出る以上はもう他人事とは言えません。明日は我が身かもしれません。そういう事態だと思っております。防げるものは防いだほうがこれはもう当然いいに決まっております。そのためには町として十分何ができるか、やっぱり南関町に住んでいてよ

かったとこういうふうに思ってもらえるよう、そういった声が聞こえてくるようにできるだけ配慮して努めて進めていってもらいたいと思っております。ぜひよろしくをお願いします。

これで、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（橋永芳政君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

続いて、11番議員の質問を許します。

11番議員。

○11番議員（境田敏高君） こんにちは。11番議員の境田です。

今回は先に通告しておりました3点を質問します。

まず、1点目の外国人労働者・技能研修生についてです。日本の総人口これは外国人を含みますけど、平成30年12月1日現在で前年より26万人少ない1億2,643万5,000人です。8年連続のマイナスとなっています。人口減少や少子高齢化社会の中、特に働き手の中心となる15歳から64歳の生産年齢人口は48万人減り、全体に占める割合は59.7%です。人手不足解消が喫緊の課題となっております。国では深刻な人手不足に対処するため、昨年12月に入管難民法が改正されました。施行は平成31年4月1日からですが、残留した特定技能1号・2号が設けられました。特定技能1号は残留期間が通算5年で家族帯同を認めません。熟練技能が必要な業務につく特定2号は期間が更新でき、配偶者、子どもの帯同も可能ですが、資格や生活に支障がない程度の日本語能力が条件となっております。特定技能は人手不足が深刻な介護や建設、農業など14業種です。政府は今後5年間で最大34万5,000人の外国人を受け入れると想定しております。外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管難民法が今先ほども言いましたが4月に施行により、日本人に代わって労働力を穴埋めする流れが強まりそうです。我が町にも優れた企業があり、技能・技術・知識を習得され発展途上国の経済発展に繋がるように後押ししなければなりません。近年、町内で外国人とみられる方が度々見受けられます。どこの国から来てどこに住まれ、またどこに働いておるのか見えにくいものがあります。そこで、①として我が町南関町の外国人労働者、外国人技能実習生の就労実態と課題を尋ねます。

次に②として、文化や習慣の違う外国人とどのように接し、理解を深めるかなかなか難しいところもあります。解決策の一つとして地域の行事に参加してもらえようお互いに努力が必要です。橋渡しは雇い入れている企業、事業所それに町も進んで橋渡しをすべきです。また日本に来て良かったと思われるようにも地域住民の支援も大切です。そこで、地域住民との交流の現状と課題と取り組みについて尋ねます。

最後の③では、災害時には緊急避難などの情報伝達や安否確認などは南関町では自主防災が100%になっていますから、十分な対応はできていると思います。度々訓練もなされておりますが、南関町の外国人労働者、地域によって日本語がスムーズに通じない、避難要請などの連絡体制、会社と町または地域の取り組みはどのようになっているのか、そこで外国人労働者に対して災害時の状況伝達などの取り組みと課題を尋ねます。

次に、2点目の会計年度任用職員制度についての質問です。地方公務員の臨時、非常勤職員は平成28年4月現在で約64万人と増加しています。地方行政の重要な担い手となっていることは言うまでもありません。担っているとと言われる臨時・非常勤職員は正規職員とほぼ同じ仕事をしながら半年や1年など短期の契約を何度も繰り返し年収は200万円に満たない、ワーキングプアなどのケースが多く見受けられます。また非正規職員の任用、勤務条件などは自治体によってまちまちで、交通費も自腹、年休、残業手当、育児休業、ボーナス、退職金などはない現状です。このような中、来年の4月1日から会計年度任用職員制度が創設され、臨時非常勤職員の任用要件の厳格化が行われ、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものとしています。会計年度任用職員が導入されれば期末手当などの支給が可能となります。多くの自治体の臨時職員、非常勤職員はこの制度ができない理解できてないと言われております。先般、会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査が総務省のほうからなされたと思いますが、そこで地方公務員法自治法が改正され来年の4月から会計年度任用職員制度が始まりますが、我が町でも来年の法改正の施行にどのように対処するのか尋ねます。また、取り組む場合、関係条例、会計年度任用職員の募集開始時期や制度の周知などはどのように進めるのか、またどのような課題があるのかを尋ねます。

最後の3点目の地方創生についての質問です。町はまち・ひと・しごとの総合戦略の長期ビジョンを踏まえ、平成27年度に5カ年の施策目標、施策の基本方針、具体的な施策を策定し推進してきました。議会も平成27年7月の全協にて当時の酒見議長、橋永副議長により地方創生についてどう進めるか、また取り組むのかの議論があり、全議員で取り組むべきとなりました。翌月には全議員はまちづくり課に総合戦略を提出しました。提案は28の事業所名でしたが、そのうち19の事業が総合戦略策定で有りだと判断されました。また、平成27年5月定例会で南関町議会地方創生調査特別委員会の設置について、議員提案があり総合戦略の策定段階から十分な調査、審議を重ねる必要があるとの理由で、議員全員の賛成で議決されました。議会の仕事は行政のチェック機関ですが、提案もしながら町執行部と一線を踏まえながら、一緒にまちづくりを行っていかねばならないとの思いで、議員

全員で取り組んできました。研修も行政に頼らない、地域再生に取り組む住民自治の成功例として鹿屋市串良町柳谷地区通称「やねだん」に行きました。ここでは、自分たちでできることは自分たちでやる。住民自治、地域活動の根幹を支える財源の確保、住民への還元の三つを基に地域づくりを進めていました。また、宮崎県の西米良村での研修は新たなむらづくりのワーキングホリデー制度では、この制度を通じて結婚、交流人口増加による活性化、村の魅力の発信にも繋がり平成27年度、平成28年度にUターン、Iターンは79人でした。我が町も独自のワーキングホリデー制度、高齢者への恩返し事業などを設け交流による町民の元気づくりに繋げ全国的に南関町が発信され地域活性化の起爆剤となり若者のUターン、Iターンの増加にも尽力していくべきであると思いました。こうやって私たち議会としても一所懸命努力してきました。町おこし地方創生は町にとって最重要課題です。そこで最終年度も迫っている時点での総合戦略の取り組み・成果をどう評価しているのか尋ねます。また、町おこしを今後どのように続けていくのか尋ねます。

この後の質問は自席で行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番、境田議員の外国人労働者、技能実習生についての御質問にお答えいたします。

①の南関町の外国人労働者・外国人技能実習生の就労実態と課題を尋ねるについてですが、外国人労働者・外国人技能実習生の受け入れにつきましては、少子化による国内の働き手の不足により、国全体の動きの中で外国人労働者の受け入れ拡大を目的として、新在留資格特定技能を盛り込んだ改正入国管理法が本年4月1日に施行されております。この法整備以前から多くの技能実習生が日本で就労されており、町内においても外国人を雇用される事業所が増えてきております。その中で、町としての課題は外国人を雇用される事業所より、住む場所についての問合せがありますが、事業所が望まれる会社の近くに紹介できる一軒家の空き家がないのが現状であります。以前、事業所が望まれる紹介できる空き家がありましたので、近隣にお住まいの方に打診を行いましたところ、外国人が近隣に住むことに対し猛烈に反対され叶わなかったという事例もありました。これは②の地域住民との交流と課題にも関連することでもありまして、住民の中には外国人に対する偏見をお持ちの方がまだまだおられるということも実際に感じ、グローバル化を迎えた社会の中で、今後も増加していくと思われ外国人技能実習生とどのように共生していくか、住民への啓発に力を入れていく必要があると考えております。

また、今申しました内容とは逆に、外国人実習生を受け入れられた区もありまし

て、区長さんの御尽力により、地区住民に紹介され、区役等にも参加をされているということで、外国人実習生との共生がうまく進んでいる先進的事例でもあると考えております。

次に、③の災害時の情報伝達などの取り組みと課題を尋ねるにつきましては、町内の事業所にお尋ねしましたところ、事業所ごとに様々な情報伝達方法を取られておりまして、危機管理体制もしっかり取られておりましたが、ネックとなるのは日本語をどのように伝えるのかということで、これにつきましても伝達方法に工夫を凝らし、様々な対応を取られているとのことでした。町として災害時の情報伝達についての取り組みは現在のところ特にありませんが、今後各事業との連携など取り組みが必要になるものと思っております。

続きまして、会計年度任用職員制度についてお答えいたします。

まず、①の地方公務員法・自治法が改正され令和2年4月から「会計年度任用職員制度」が始まるが、どのように対処するのか尋ねるについてですが、今回の地方自治法及び地方自治法の一部改正につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため地方公務員の臨時・非常勤職員について特別職の任用の厳格化及び民事的任用の適正を確保するとともに、一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度を新設して、処遇や給付についての規定が整備され、令和2年4月1日から施行されるものであります。現在町では、この会計年度任用職員制度に移行するため、総務省から示された制度の導入等に向けた事務処理マニュアル等を参照しながら準備を進めているところであります。導入にあたっては、臨時・非常勤職員の現況把握、分析、整理、給与等の給付水準や職ごとの任用基準などの検討、決定またそれに伴う条例等の制定、改正を行う必要があります。現時点では関連する条例案を9月の議会定例会に提案できるよう事務を進めているところですが、遅くなりましても12月の議会定例会には御提案いたしますので、導入の準備が整いましたらば、御説明をさせていただきたいと思っております。

次に、②の取り組み場合どのような課題があるのか尋ねるにつきましては、先ほどお答えしましたように、給与等の給付水準や職ごとの任用基準などの決定や条例等の整備募集などを行っていきませんが、今一番の課題と言え、給与や報酬、手当などの給付水準、給与体系をどのようにするかということになると思っております。これらは職員の募集、確保に関係してきますので、近隣市町との均衡も考慮する必要があります。管内の市町との事務レベルの意見交換も行っているところであります。本町としましては、必要な人材の確保に向けて、財政への影響も踏まえながら慎重に検討しなければならないと思っております。

続きまして、地方創生についての御質問にお答えいたします。

まず、①の最終年度が迫っている時点での総合戦略の取り組み・成果をどう評価しているか尋ねるについてですが、南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、国の1億総活躍社会の実現に向けた地方創生の動きの中で、少子高齢化に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、都市部への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保し、各地域がそれぞれの特徴をいかして、自立的で持続的な地域づくりを進める必要があると定義されております。そのような国の動きの中で、南関町が将来に亘って、住みやすい町として活力のある町を持続していくためには、若年層や子育て世代が増加する地域づくりに取り組み、定住人口を増やす必要があることから南関町総合戦略における四つの目指すべき方向性として、まず一つ目に南関町の地域資源を活かす産業と魅力ある雇用を創出する、二つ目に南関町への人の流れを創るとともに、各種人材の育成に取り組む、三つ目に町民の結婚、出産、子育ての希望を実現する、四つ目に町民が誇りを持ち、元気に暮らし続けられる地域を創る、今申しました4本の柱を基本とし、平成27年度から今年度までの5カ年間に取り組む目標や施策を具体的に示し、自立的で、持続的な発展を目指す計画としております。具体的には、平成27年度に総合戦略を策定し実際に動き出したのは平成28年度からで、南関町総合戦略検証委員会において、KPIの達成状況及び評価・検証を行ってきました。また議会、地方創生調査特別委員会においても同様の報告を行っておりまして、現在の状況としましては、総合戦略が多岐に亘るため一概には言えませんが、平成30年度末までの実績で概ね計画どおりに進んでいる状況でございます。しかし、一部事業においてPDCAサイクルによる事業評価の結果、未達成、または達成間近という事業もあるため、各担当課において今年度中の達成に向け取り組んでいるところであります。

次に、②の町おこしを今後どのように続けていくのか尋ねるの御質問についてですが、今後の町おこし、町づくりにつきましては、元号も平成から令和となり日本は新たな未来へ向け歩き出しました。南関町においても現在進めております新庁舎建設を機に、住民一人一人が輝き、夢と希望が叶えるよう南関町全体を網羅した南関版コンパクトシティ構想策定に向け進み始めたところであります。具体的な構想策定にはしばらく時間を要するとは思いますが、南関町総合振興計画第6次基本構想、基本計画にあります基本目標、産み育てやすい環境の整備、住む場所と働く場所の確保、高齢者や障害がある方も安心して暮らせる環境の整備を3本の柱として引き続き住んでみたい、住んでよかったとと思っていただけるような環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

いただきます。また、詳細については担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） どうもありがとうございました。

では、1番目の外国人労働・技能実習生の再質問に移ります。冒頭でも言いましたが、最近、外国人の方を見る機会が多く、住民の中には不安を抱いておられる方もいます。あと相談も受けたこともあります。ある日突然、朝早くから自転車で見たことない人たちが数人で通り過ぎ、また度々大声を上げながら集落を散策しているなどの相談でした。そこで、今回の質問になったわけです。平成19年ですかね、外国人雇用届が義務化になっております。そこで、どこに勤め、どこの国から来られたかはたぶんハローワーク等でいろいろ把握はできると思いますが、南関町で今外国人労働者5年間、よろしければ近年でもいいですけど、推移とまた外国人技能実習生の推移を分かればお願いします。それと何べんでも一緒に言いますが、男女別もわかるですかね。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 今、境田議員が言われた外国人労働者というくくりでは、一番直近の数字しかわかっておりませんので、外国人登録者の数を平成27年度から申し上げます。平成27年度が85名、男性44名、女性41名、平成28年度が96人、男性48人、女性48人、平成29年度が139人、男性85人、女性54人、平成30年度が157人、男性97人、女性60人、今年度5月末現在での外国人登録者数が160名で、内技能実習生として登録者が132名ございました。国別で言いますと約7割の方がベトナムから来られているという状況です。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） やはり南関町もずっと聞きますと、増えておりますね。

160名ですかね、技能者が132名ですかね。今、大体平成30年の10月末で、全国での技能実習生は30万8,000人と言われておるんですね。以前は中国人、中国の方が多かったですけど、今はベトナムが大体45%を占めると言われております。今外国の方はカンボジアとかいろいろベトナム増えとつとですけど、大体把握できとつとですかね。最近の労働者は。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 今年度5月末現在で、カンボジアから2名、フィリピンが21名、ベトナムが89名、中国が20名でございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） この方たちの住まいですけど、会社内の寮か民間アパートが多いんですかね。また行政区のですよ、住まいのデータは大体どこにどのくら

い住んでるかわかりますか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） そこをはっきりは掴んではおりませんが、企業さんあたりに確認したところでは、やはり民間アパートが多いということでの報告は受けております。行政区ごとにはちょっと掴んではおりません。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 私が先ほど言いましたけど、なぜこの質問をしたかという、やっぱり行政区で住んでる人がおっとですよ。そこでやっぱり心配されとるからちょっとどのくらい行政区に住んでおられるのかな、把握してあるといいかなと思って質問したんです。今ですね、外国人労働者の方ですね、通勤は私が見る限り自転車が多いみたいなんですよ。通勤時には私が一つさっき言いましたけど、散歩さえですね暗い時間に出らるるところがあつとですよ。その時暗い洋服着てると見えにくいんですね。それは地域の方もそう心配されておりました。また自転車もライトも点けず、懐中電気で行つとるちゅう報告というか相談もあつとつとですよ。だから非常に集落の人たちも不安は持たれとつとですよ。集落の区長さんさえも把握されてないときもあつております。やはり住民の不安を無くすのも私は行政の仕事だと思つとつとですよ。町はやっぱり集落に住む技能実習生の把握、情報をやっぱりその地区とか集落の区長さんなどの体制ばよく取るべきだと思いますけど、いかがお考えですか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 当然ですね、安全対策というのを取るべきだろうとは思っております。ただ、今町のほうから直接事業所あたりに申し入れ等は行っておりませんので、そこら辺は事業所あたりとも連携を取っていきたいと思っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ぜひお願いしときます。何しろ何度も言いますが、不安を持っておられますので、不安解消にはですね、ぜひ早めに進めてください。この労働者の相談、新制度では受け入れ先から委託を受けた登録機関、支援機関ですね、特定技能1号ですかね、の外国人の生活を支援しなければならないとなっておりますけど、少ないですから十分とは言えないです。そこで町にも相談できる体制は取っているのか、また職員さんで外国人の方と対応ができる人はいますかね。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） そこは今のところ残念ながらありません。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 県は改正入管難民法が施行されるにあたり、9月から窓口で従来は日本語、英語、中国語、韓国語の対応だったそうです。しかし、民間の翻訳会社と契約して、今新たにベトナム語、ネパール、タイ語7言語にも対応するとされております。また今度、熊本市は外国人労働者の相談窓口の整備を6月議会で計上されております。やはり、今からずっと先ほど言いました南関町増えておりますので、やはりいろんな人が入ってくると思います。そこも参考程度に調べて町も後々はせなんとおもいますが、そこも一応考えとってください。さっき資格が新しくできたと言いますが、特定1号、2号の方は南関町ではまだ何人ぐらいおられるか把握はされておりますか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 議員お尋ねの特定技能1号、2号といえるのかが十分ちょっとわかりませんが、住民課のほうで確認をして、1号、2号というくくりがございました。それが技能実習1号が50名、技能実習2号が82名でございました。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 4月からになって結構資格ば取られた人たちが多かっです。南関町はですね。はい、どうも。働き手の中心となる15歳から64歳の生産年齢人口、過去最低と言われております。割合が先ほど言いました59.7%です。それを補うために、先ほど言われましたけどベトナムが多いと、今後中国からベトナムに変わったんですけど、これから賃金格差ずっと変われば私はこのベトナムよりか低所得の国のほうに移っているいろんな人が、外国人が増えると思います。そこで、②の地域住民との交流の課題に移りますけど、町の集落に住み会社に勤務、通勤されている外国人労働者の地域交流はたぶん少ないんじゃないかと思うとつとですよ。そこで集落で孤立してないか、現状をちょっと把握されとるならお尋ねいたします。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） すいません、十分把握はしておりませんが、先ほど町長答弁にもありましたとおり、ある行政区におきましては、地域に入られて地域の交流も図られているということがございます。多くの外国人技能実習生につきましては、集落で孤立しているというよりは、地域との関わりがないというような状況ではないのかなと思っております。どのように交流していいのかがわからない状況ではないのかなと思っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） やはりですね、さっき町長が言いました偏見じゃないで

すけど、お互いに思っているんじゃないか。特に意思疎通ができないからその問題
が出きとるんじゃないかと思います。ですから、日頃地域の例えば先ほど言われま
したけど、区役に入っただけだと非常に素晴らしいなと思って聞きましたけど、や
っぱりそういうところ少しでも参加されて、顔見知りになると少しでもいいんじや
ないかと思います。今、国内で先ほど言いました外国人労働者が増えるに連れ、犯
罪件数や検挙人も増えてくるとは言い難いかもしれませんが、やはり以前と比
べれば高い水準になっております。文化、習慣の違い、また日本語が十分に理解で
きてないために周囲との意思疎通がスムーズにできない人との関わり、結びつきが
少ない環境があったから言われております。住民さんとのトラブルまた苦情等とか
相談はあっておりますか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 最近はあるてありませんが、以前はそれこそ国の慣
習、習慣の違いというのがございまして、色鯉を川でとって行ったとか、木の実を
もらっていいですかということで外国人が尋ねて、いいですよと言われたら全部取
っていったとかいうようなことは聞いたことはございます。対応としましては、苦
情があった近隣の外国人を雇用されているどこの企業というのとはわかりませんので、
そこ町外から外国人が来られているという可能性もありますので、一応啓発という
意味でそういったことがあっておりますのでというような周知を図った経緯はござ
います。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、私もですね、今朝ちょっと電話あってですね、外
国人労働者の問題を質問すると言うたら電話がかかってきまして、やはり土曜日か
らカラオケが、土曜日に仕事終わりがどうか知らんですけど、カラオケを鳴らかし
て、非常に大きい音でどこに言っていいかわからん、やっぱりそうやって迷惑する
ちゅうかな、心配される場所もありますので、やはり今からさっき言われました
どこの会社にいつかわからんからですね、やはり少しでも不安を住民さんの不安
を取るために、やはり例えば町も相談しますよと見ておりますよとそういうような
ことをPRしてもらいたいと思います。外国人の人ですね、さっき言いますけど全
部が全部悪い人はおらんとですね。きちんとした機関から来ておられます。人物
的には良い人ばかりと私は思います。ただ、文化の違い、言葉での意思疎通が伝わ
らず住んでいる地域などで誤解が生まれたとき、事件にならんように日頃から地域
の行事を知らせ例えば小さなまつりやったらそこにどがんですかとそういうのを知
らせて参加を促してください。文化交流、ひいては国際交流にと進めるべきです。
特に南関に働きに来て良かったと言われるようにすべきだと思います。先ほど生産年

齢人口は過去最低となっていると言いました。年間の出生数が減少し続け労働力の底上げが見込めない実状です。日本人に代わって外国人労働力を高めるために、今後も先ほど言いますけど増えて行くと思います。外国人増加が犯罪増加との偏見はいけませんが、現実先ほど言いました高い水準になっております。地域社会に及ぼす影響も心配されております。そこで犯罪被害者支援法が制定されておりますけれども、それに基づいて自治体では、平成30年4月時点で31都道府県、446市町村が条例が設定されております。南関町ではどのような認識でおられるのか、また必要性があると思っておられますかお伺いします。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 犯罪被害者等の支援法の関わる条例の制定等についてどう考えているかということだと思いますが、今の議員のお話がありましたように全国でちょっと調べましたところ北海道とほか13県ですか、特に九州では福岡、佐賀、大分が制定されております。県内の状況を見ますと熊本県のほうに調べて見ますと、県のほうは条例化に向けて準備中と言いますか、検討されているというような段階ということでした。県内で2町と1村が条例化されているような条例については状況でございました。今後、県のほうも今検討中というか策定中ということですので、県のほうの動向を見ながら必要に応じて対応していく必要があるかなと思っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 今の県内で2町1村ですか、できると言われましたけどどこですかね。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 調べたところ町では長洲町と甲佐町、村では南阿蘇村のほうに条例化をされているというような状況でございますけれども、中を見ますと見舞金等の支給に関する条例ということで、全体を網羅した条例でないような町もございましたので、以上でございます。

○議長（橋永芳政君） ここで、暫時休憩をします。10分間休憩をします。

-----○-----

休憩 午後2時04分

再開 午後2時13分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問をしてください。11番。

○11番議員（境田敏高君） ありがとうございました。

平成29年の9月時点で佐賀県は条例化100%となっております。先ほど県内では2町1村と熊本県内言われましたけど、やはりですね、当時の本部長が町村の条例の意義を説明して回った結果だそうです。やはり町民の方も安心して暮らせるまちづくりを、安心して暮らせるように、そういうまちづくりをつくるためにもそういう面からでも早めに対応してください。

③の外国人労働者の災害時の対応についてに移ります。今まで各自治体が避難勧告行っていましたが、昨年の豪雨の教訓を活かすため国が5段階に分けた警戒レベルを運用することになりました。警戒レベル4は全員避難です。避難の判断をしやすいように定められました。これからは自分の命は自分で守るという住民主体、地域主体の取り組み強化を進めるものですが、地域にはやはり先ほど言いました外国人も住まれているところもあります。自らの判断で避難、行動するにはやはり情報は欠かせません。防災無線は日本語ばかりですね、外国語放送も必要になってきます。町の対応はどのように考えておられますか伺います。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 災害時の対応ということでございますが、自らの判断で避難行動するには情報は欠かせないということがもちろんでございます。ただ、防災行政無線につきましては、現在日本語での放送というところで対応いたしております。外国語放送につきましては、課題ではございますが、現状ではそういった放送についてまでは考えていないところでございます。事業所へ就労という形で来られていると思われますので、事業所の努力もお願いしながら、先ほど課長の答弁もありましたけれども、事業所のほうも連携しながら対応しているということでございますので、そちらのほうと町と協力しながら対応していかなければならないということで考えているところであります。

○議長（橋永芳政君） 11番。

○11番議員（境田敏高君） ぜひそのほうにお願いしときます。ますます外人の方も増えてきますので、やはり外国語も大事だと思います。放送もですね。今、放送災害時の放送は言われましたけど、やはりこれだけ外国の方が増えるなら避難場所はここですよとかお知らせとかそういう避難場所、例えば避難した場合マニュアル何か置いてあつとですかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 避難場所等の連絡ということですが、町のほうから外国の方に、外国語でというようなところは特にお知らせはしていないと思います。先ほど申しました事業所に勤められておりますので、事業所のほうに周知しまして働かれています方へ知らせをしていただく等の連携は図っていかなければならないのかな

と、また地域に住まれている方には自主防組織が各町各地域に設置されておりますので、そういった外国人の方がいらっしゃる場合には避難場所等、案内等の協力もお願いをしなければならないのかなというふうには考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） やはり日頃から避難所大体わかっておりますから、そこにどっか見えるところに今ベトナムの人がおる、ベトナムか3言語ぐらいですね書いておくなら私は良いと思いますけど、すとそこ通った人がここは避難所ばいなて自分たちで話すからですね。町もそのぐらいはしても予算関係なんかなかけんいいと思いますので、ぜひ進めてくださいよ。会社に任せて一緒に協力するんじゃなくて、町のほうでも進んでやってもらいたいと思います。また町職員以外の町内の通訳者の確認ですよ、また把握して本人の了解を得て登録制度など設ければ、私は地域で緊急に至った場合、携帯での意思疎通もできると思います。外国人に優しい南関町と外国人から喜ばれた、自国に帰って南関はよかったですよと言われます。それを聞いた人は南関町に行ってみようと観光も出るかもしれせん。日頃からその外国人に対しての優しい気持ちと言いますか配慮をお願いしときます。そうすれば私は外国人が来るのは、地方創生にも繋がると思うとですよ。観光が増えてですね。外国人の労働者の方もやはり南関に来られて不安もあるはずですよ。どこ勤めてもそうですけど。やっぱ不安を少しでも取り除くために、やはり早めに取り組んでください。

次の二番目の会計年度任用職員制度についての質問に移します。改正法施行後の会計年度職員の移行に向けた全国調査の検討状況で、町村では86.6%が検討されております。大半の方が会計年度任用職員に移行されます。我が町ではこの制度を取り組むかどうか質問しようと思いましたが、先ほど町長が移行に進めているということで、ここは聞きませんが、ここで私が心配するのはふるい落としが出ないのかです。給与等、雇用、労働条件はどのようになるのか、該当者の方は心配されております。前もって該当者の方と説明、しっかり話を持つ必要があるかと思いますが、いかがですか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 会計年度任用職員制度につきましては、来年4月から施行されるということで、その対応を町長答弁にもありましたように、進めているところでございます。先ほど、まずですけど、お詫びを申し上げますが、先ほど町長答弁の中で冒頭、今回地方自治法、及び地方自治法の一部改正と渡しておりました答弁資料が間違えておまして、正確には地方公務員法及び地方自治法の一部改正ということでありますので、その部分はちょっとお詫びして訂正させていただきたい

と思います。

御質問のふるい落としと言いますか、出てこないのかということですが、事務の継続性の観点から現に働いている臨時、非常勤職員の雇用の方の雇用が効率的であるとは考えますけども、会計年度任用職員の採用にあたりましてはその従事する業務の内容を踏まえまして、競争試験または選考による能力の実証が求められていることから、無条件に新制度での採用となるものではございません。現在でも臨時、非常勤職員の任用にあたりましては面接試験等の選考を実施して確認を行っているところでございます。労働条件、雇用等につきましては、総務省のマニュアルで一定の方向性が示されているところですので、その辺を踏まえ地域の実状や財政的な問題もございますので、県、それから周辺自治体の状況を参考に組合ともまだ競技を踏まえまして、現在来られている方にも先ほど言いました情報はある程度内容が決まりましたら説明をいたして、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 今、現在、臨時職員、非常勤職員は何人おられるですかね。またよろしければ所轄で。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 臨時、非常勤の方の人数ということで、まず6月1日現在になりますが、非常勤職員の方34名いらっしゃいます。内訳ということですが、まちづくり課に3名、教育課に15名、福祉課3名、保健センターに5名、地域包括のほうに4名、南町民センターに1人、経済課2人、農業委員会1人、臨時職員の方2名がまちづくり課に2人いらっしゃいます。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 私も冒頭で言いましたけど、非常勤とか臨時職は非常にワーキングプアに近い人が多いと言われておりますけど、今臨時、非常勤の給与と言いますか、これは報酬の月額平均は大体どのくらいなっとるですか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 勤務日数と時間とそれと職種で違いますが、事務職の方の臨時の方、1日6,000円となっておりますので、20日ですと12万円というところになります。21日か22日。20日から21日、22日ぐらい出られていると。12万円から13万円ということになります。それと非常勤の方でこれも職種で違いますが、給食センターの方で調理士の方は4,820円ということで、これで月何日出られるかというところで変わって参りますし、介護保険の調査員さん等

は7,200円ですので、20日出られて14万円から15万円、21日出れば15万円ほどになるというところになります。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） この会計年度任用職員制度、これはいわゆる準備状況等に全国調査の検討結果ですね、これは職種では事務補助員、給食職員はほとんど99%移行するような調査結果になっております。その代わりその移行する場合に、会計年度任用職員の給与決定の基礎は常勤職員の初号給の給与月額のようなのですが、大体町村の70%がそのように検討しておると言われます。先ほどいろいろ検討されていると言われておりますけど、市町村と交えて、町はこの初号級のほうの検討はどのようにされておりますか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 初号級の給料の決定につきましては、今検討を進めているところですが、この決定につきましては、国の給与表を基礎としまして相当する行政職の1または行政職の2ですね、給料表額を取り入れるというところで現在は検討しているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 次もですね聞くとたぶん検討しておると言われると思いますが、あえて聞きます。会計年度任用職員の期末手当ですよ、いわゆるボーナスですけど、支給する町村での調査結果は検討するがこの74%も出とるですね。そのうちやっぱり全ての職員さんですか、それが41%、一部の職員に支給するが32%、やはり改正後の臨時、非常勤の給与昇給は、今やっぱりいろいろ考えておられますけど、移行した場合やはり不利益が生じなく適正な労働条件ができるかですよ。先ほど言いましたがリストラが進まないのか。また再度任用は可能となっておりますが、継続雇用の保障はされていないようです。ただ勤務時間は先ほど言いましたフルタイムと短時間に分けられておりますけど、今度も設けてられますけどその処遇まで検討はされているのか、またそこはまだ市町村と同じ話し合いをしながら検討するんですか、まだ独自では検討されていないんですか。もし検討されるならどれくらい進んでいるかお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 処遇ということですか。

○11番議員（境田敏高君） 給与と報酬と手当等です。

○総務課長（北原宏春君） 給与につきましては、先ほど申しましたように行政職の適用で現在のところ考えているところであります。あと、期末手当につきましては、ある程度任期を目安として一定時間以上の勤務時間に該当する職員の方に対しては

支給をする方向で考えております。全部ということには任用の期間と労働の時間も極端に短い方に支給ということにはちょっと考えられませんので、目安をつけて支給の方向で進めておるところでございます。通勤手当につきましてもフルタイムの方につきましても、通勤手当、あるいは非常勤の方のパートタイム等の方につきましても、費用弁償という形になるのかちょっとわかりませんが、そういった形で適切に支給する方向で検討を進めているというところでございます。これにつきましては、山鹿を含めた会計年度任用職員につきましても、管内との均衡等もありますので、山鹿も含めて玉名それから荒尾と管内の町の職員で情報はお互い連携しながら、町独自性ももちろん必要ですけれども、情報等も出しながら検討しているというところで御理解いただきたいと思っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 今ボーナスの問題ですけど、長く勤めた人と言いますと大体基準は何年ぐらいの考えを持っておられるんですか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 期末手当につきましても、6カ月以上の任期を目安に会計年度任用職員の方には一定勤務時間勤められる方には支給をするという方向で考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございます。今なかなか近隣と話をしなければならぬ点が大いにあると思っておりますけれども、やはり総務課長が言われました町独自もそれなりに考えて進めてください。今働き方改革の一つとして同じ仕事をしながら、責任は同じなら不合理な待遇格差を認めない考えない、同一労働、同一賃金が大企業と派遣会社は来年の4月から始まります。またその翌年の4月からは中小企業にも適応されます。役場は民間と違って、雇用じゃなくて任用ですけど、やはりそれと同じように該当者も心配されますので、今の内容を検討して早めに明らかにしてください。

最後の地方創生に移ります。総合戦略の基本目標、雇用創出をはじめとしていろいろ町長が言われました4つが挙げられています。その成果と進捗状況はまちの創生調査特別委員会が今期も設けられました。新たに北原委員長がつかれましたので、委員長の名の下で論議していくと思っておりますので、ここで詳しくは触れないことにします。先ほど町長は成果は概ね言われましたけど、町の現状で若者の流出や人口減、地域の産業の育成は総合戦略で大体食い止められたと思っておりますか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 総合戦略で全て食い止められたとは思っておりません。ただし、

今日の冒頭の挨拶の中でも製造業の出荷額についてもお話をさせていただきましたけれども、働く場所については近隣市町に比べると比較的働きやすい環境ができてるんじゃないかなというふうに思っております。ただし、そこで働くそういったどういった働く場所があるかというのを、町内のやっぱり働くことを求めておられる方がそういった企業についても知らないって言うそういったこともありますので、特に中学生あたりからそういったいろんな教育の中でも教えていく必要がありますでしょうし、それともう一つ一番大事なことはやっぱり自分たちが働きたいという職場で、企業がどういった人たちを求めるかっていうことも大切でありますので、そういった職場で働くための力をつけるということで、やはりそういった企業があるだけではなく、教育も含めて総合戦略の中ではそういった働くために、そこに求められる人材となれるようなそういったことを子どものときから育てていくことも重要なことと思っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 熊本県では、Uターン、Iターン、Jターンですかね、これ就職支援センターは今東京と熊本に設置をされております。センターに登録すると就職相談や事業者向け支援では、企業訪問、Uターン、Iターン、Jターン人材の情報提供、また求人作成表とかアドバイスを受ける事ができます。これは登録すれば無料です。また新たに先月の31日に大阪、福岡にも新設されましたので、まちづくり課でもPRをして一人でも移住者増に努め都会で培った力を南関町で発揮させるようにしてください。企業と交渉して働きやすい労働条件も引き出す活躍もしてもらいたいんですよ。プロジェクトのこういうのも官民じゃないですけど、民間と一緒にするようなプロジェクトとの一つとしてどうですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） やはり働く方から見た目、企業側からの見た目というそれぞれ違いますけれども、両方がお互い求めるものが合致するということが必要でありますので、企業と行政もですけれども、まだまだ情報の提供が不足しているんじゃないかなと思っております。ということで、町内に限らずいろんな地域におられる方に町からもいろんな情報が発信できるように、企業としっかりと連携しながらそういった情報は上げられるように、これからもしっかりとそういった連携は図っていききたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） しっかりと連帯を取っていただきたいと思います。国土交通省は5月31日に、ICTなど活かした最先端のまちづくりを進めるスマートシティ先行モデルとして全国の15事業所を選んでおります。15事業ですね、中

には実証実験などの各地の取り組みを是正し合う選ばれた秋田県仙北市ですかね、これはドローンを使った生活物資の配送、農業、観光業の生産を向上させ住民の高齢化にも対応するとしています。これは公募は3月から4月に行われております。選考モデルについて早期実現を目指すプロジェクトで、荒尾市も選ばれとつとですよ。今そこも国交省が専門家を派遣して後押しするそうです。我が町もコンパクトシティも立ち上げとりますけど、モデルの事業の一つとして何か専門家、国からの専門家とか、財政面でのこういう取り組みの支援などはないんですかね。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 国が進めておられますコンパクトシティ構想におきましては、都市再生特別措置法という法律に基づきまして立地適正化計画というのを作成されます。いわゆる都市計画区域というのを作って住居ゾーンであるとか、商業ゾーンなどを設定して、その計画に基づいて整備を進めていくということに対する国の支援というのは当然あるようです。ただ、南関町におきましては、南関版コンパクトシティ構想ということで、現在、町独自で計画を進めておりまして、国の支援等は考えられませんが、今後うから館等を整備がハード面等も出てきますので、その時点では考えられる一番有意義な国の支援や財政措置等も考えていく必要があると考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） せっかくコンパクトシティが始まっております。やはりここもミニのコンパクトシティと見本にされるように、全国からされて少しでも国の支援を得られるようなもし施策があるのなら、そこをアンテナで探して進めてください。町おこし地方創生前何度も言ってますけど、町おこしはやっぱり今回の総合戦略だけでは私は終わらないはずですよ。どんなに子育て支援援助しても、やっぱり移住してもらわんと私はだめだと思っておりますよ。移住して生活していかなければなりません。やはり働く口がないと町を出ていきます。働き口が増えればIターン、Uターンも増えるはずですよ。若者の人口流出を防ぐには、やっぱりしっかりと南関町の経済どのようにして作り上げるかです。過疎化、高齢化、地元産業の不振はどこでも同じです。多くの地域でこのままではいけないと危機感が広まり何とかしなければ変えていこうという思いでいろいろな試行錯誤を生み出してあります。ですから、南関町の活性化のために新たな官民合同のプロジェクトを立ち上げるお考えはあるのか、町長お尋ねいたします。もしそれとよろしければ、まちづくり課長も長年されておりますのでお答えをお願いします。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 新たなプロジェクトチームということでもありますけれども、今

回設置しました南関版コンパクトシティ構想策定委員会もその一つであると思っております。今回大きなまちづくりの中でそういった組織ができておりますけれども、今回の組織以外にもそれぞれいろんな分野がございますので、そういった分野の中で必要が生じれば、そういった組織は立ち上げるべきだと思っております。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 町長と同じですが、今後、また国のほうから第2期の地方創生の動きが出てきております。はっきりとした国の指針というのはまだ示されておりませんが、その辺に基づいて、また新たな第2期の総合戦略あたりも策定する必要が出てくる可能性があります。そうなればそういったまた新たな策定委員会というのも民間も入れながら策定、計画していく必要があると考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） レーサスのサイトがありますが、これはまち・ひと・しごと創生本部と経済省が連携して立ち上げたものです。国も地元地域経済の活性化を追求しております。何もしなければ地方は10年後には破綻すると言われております。町長の今のお考えをお聞きしまして、まず安心しました。期待しております。

まとめに入ります。外国人労働者・技能実習生については人口減少、少子高齢化社会の中、特に働き手の中心となる15歳から64歳の生産年齢が減り、人手不足解消が喫緊の課題となっております。先ほど言いました政府は、今後5年間で最大34万5,000人の外国人を受け入れると想定しております。南関町にも多くなると思いますが、住民と南関町に来られている外国人労働者が安心して生活できるような環境をつくって、母国に帰って南関町に来てよかったと言われるようにしてください。

2番目の会計年度任用職員制度について、人口が減少しても住民からの要望は増えております。高齢化対策、少子化対策、認知症、ごみ問題、まちづくり、地域おこしなどは最近よく耳にするようになっております。国は2025年には地方自治体の一般職員をAIで約3万人減らせると試算を示しております。正規職員は減る傾向にあります。しかし、先ほど言いましたが仕事そのものが減るわけではないのです。非正規職員が担う現状が進んでおります。安心して暮らすように処遇、改善に取り組んでください。移行に必要な心配されておりました予算がネックですが、総務省は必要な財源は確保すると言っておりますが、具体的な額はまだ示しておりません。また石田総務大臣は当該調査結果などを踏まえしっかり検討していくと答弁されております。そこで待遇などはしない、やっぱり該当者と話し合いを本当に早く進めていくのが重要です。

最後に地方創生では、執行部もそうですが、議会としても努力してきました。町

おこし、競争性は町にとって最重要課題です。第2期の地方創生では都市に住みながら地域の課題解決に貢献する関係人口が地方創生の鍵キーワードと言われております。また世代を担う人材育成に重点を置くように要望もしております。平成の大合併では改善したどころか深刻さが増したと言われております。以前、ふるさと創生1億円が交付されましたが、当時は温泉を掘ったりなど右並びが多かったようですが、あまり長い効果はなかったと言われております。しかし、人に投資したところは生き延びております。先ほども言いましたが次回の総合戦略では人材育成も重点を置いております。人を育て雇用を確保し、若者も南関町への定着を進め、南関町の経済を潤うように取り組むべきです。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋永芳政君） 以上で、11番議員の一般質問は終了しました。続いて、2番議員の質問を許します。

2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 皆さん、こんにちは。2番議員の北原です。

昨年6月定例会において、議員になって初めて一般質問したのが、あの歴史的な米朝首脳会談が行われた翌日でありました。あれから1年が経ち、世界情勢はますますどうなるか先が見えない混沌の中、まさにカオスの中にあります。私たちの南関町も人口1万人を割り高齢化率38%を超え、その南関町カオスの中からどのように道をつけ、どのような社会を作っていくのか、南関町の未来をどう描き、どう創造していくのか、今まさに対策を急がなければならないところにきている、待ったなしの時を迎えていると感じております。私はこれからのまちづくりは町民と行政の協働のあり方こそが肝であり、根幹であり、原動力になると思っています。本日は協働をテーマにして三つの質問をいたします。

最初に町長がさまざまな集いの御挨拶の中で常に言われている協働のまちづくりとは具体的にはどういうものなのか、その理念、考え方と現在の実態と課題があれば課題もそして今後の構想や取り組み等についてお尋ねします。

二つ目に新庁舎建設に伴う工事が日々進んでおりますが、新庁舎及び敷地内整備についてお尋ねします。

三つ目に南関町の子供たちの「生きる力」を育むための環境についてということで、南関町の子どもたちの学力と、生きる力「知・徳・体」それぞれについての育みの現状とその向上に向かう今後の取り組みについて、そしてそれに関連して、12月定例会で質問いたしました働き方改革を含めた教育環境についてお尋ねします。

町長、教育長からの答弁に対する質問は自席にてさせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 2番、北原議員の「協働のまちづくり」について、町長が説かれる「協働のまちづくり」の理念と実態。そして、今後の構想、取り組みについて尋ねるの御質問にお答えいたします。

協働のまちづくりの理念につきましては、町は昨年12月に策定しました南関町総合振興計画の第6次基本構想の基本理念を住民と行政による協働のまちづくりと定め、少子超高齢化が進む中、南関町が自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を築いていくためには、住民全てが自分たちの町は自分たちの手という自治意識を持ち、住民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し、協力し合うことが必要であるとしております。地方分権が進む中、第4次基本構想から基本理念として定めているところであり、町は住民の福祉の向上のために業務を行い、町民の付託に答えるべく努めております。行政が担う役割は住民の皆様や地域にお任せする役割をしっかりと踏まえて共にまちづくりを行っていくことを思っているものであります。その理念は住民団体の自主的活動へ行政が支援を行う事業へも活かされており、北原議員が取り組まれておりますTMOなんかんにおける活動もその一つと言えますし、決して地域や住民の方々に何もかもお願いするものではございません。その他にもいくつか申し上げますと、協働のまちづくり出前講座の開催、コンパクトシティ構想策定委員会委員などの公募、自主防災組織活動の支援、また生活に密着した町道や町河川については極力地域の方でお願いしているところで、地域づくり補助金制度や町道等環境整備事業補助金制度も創設しているところであります。今後の構想、取り組みにつきましても、この理念のもとに共にまちづくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、新庁舎敷地内整備についての御質問にお答えいたします。新庁舎及び敷地内整備につきましては、本年2月21日開催の議会全員協議会及び3月6日開催の庁舎等建設委員会においても説明してございまして、そのときの計画からの変更はなく防災備蓄倉庫につきましては、平成30年度末で、すでに完成しております。また、防災拠点センター、防災広場等の工事につきましては、今年8月末の完成を目指し進めているところであります。現在、庁舎本体の一般競争入札の事務を進めてございまして、今後広場や駐車場、道路関係の発注を行っていくこととしております。庁舎等の整備につきましては、町として一番考えていかなければならないのは、何回も申し上げておりますが、町民の利便性を考慮し防災の拠点及び住民の憩いの場となり得る施設整備を行う必要があると考えてございまして、現在のところ計画どおりに事業が進捗している状況でございます。

次の南関町の子どもたちの「生きる力」を育むための環境についての御質問につ

きましては、教育長がお答えいたします。

以上をお答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 南関町の子どもたちの「生きる力」を育むための環境についての御質問にお答えいたします。

まず、南関の子どもたちの生きる力「知・徳・体」の育みの現状についてはこれまで学校教育が長年その育成を目指してきました、変化の激しい社会を生きるために必要な力である生きる力につきまして「知・徳・体」のバランス良い育みが重要視されてきたところです。その中で、「知・徳・体」の育成の意義を加速的に変化する社会に照らし合わせて見たとき、全国的な子どもの現状として、知につきましては、自分の考えを伝えたり、論理的な説明に課題が見られます。また、SNS等の利用時間が増加し、バーチャルな体験が増える一方で自然体験等の不足も顕著になっております。徳や体については、自己中心的な考えで人間関係作りが苦手な子どもも目につき、規範意識、そして体力の低下等情報化社会へと進展する中での新たな課題等も浮き彫りになっております。南関の子どもたちの現状もこれらの課題とほぼ重なりますが、学習時間意欲ということで、SNS等の使用に多くの時間が使われ家庭学習の時間が短くなっていることや、高校の進路選択において町の地理的な位置からか選択肢が多く、その分目的意識が弱いようにも感じています。

次に、その向上に向かう今後の取り組みについてですが、こういう課題の改善と2030年以降の社会を見通して平成29年には学習指導要領が改定され、現在小中学校ではその移行措置が実施されています。教育委員会では、その対応を含めた昨年度1年間の取り組みを踏まえまして、本年度重点取り組みの方向性を年度初めの総合教育会議の中で提示したところで、その中から3点を御説明いたします。

一つは国の業務改善加速のための実践研究授業を受けて、ICT機器を活用した業務改善等の取り組みを推進し、より質の高い教育の提供を通して学力向上を図ることです。新学習指導要領の目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるとともに、顔と顔の見える関係づくりを大切に自分の考えをしっかりと伝えることのできる子どもの育成に努めてまいります。

もう一つは本年度から町の小学校に英語専門教員が配置され、幼児英語教育から小中学校9年間の英語教育の接続の形ができたところで、これを機に英語教育の充実に力を入れてまいります。その具体的な手立ての一つとして、本議会補正予算に南関町中学校英語検定チャレンジ事業補助金を計上しておりますので、よろしくお願いたします。

もう一つはコミュニティスクールの推進です。昨年6月議会の北原議員の質問に対する答弁でもコミュニティスクールの推進に触れましたが、コミュニティスクール導入3年目となる本年度は、更に取り組みの充実を図る必要があると考えております。それは、新学習指導要領の理念、より良い学校教育を通じて、より良い社会を創る、そして社会に開かれた教育課程の実現を図る鍵となるものだからです。学校はこれまで周りから支援されることが多く、それも周到に準備された一方からの支援で、子どもたちの自主性や主体性の育成に課題もありました。これからは学校から子どもたちが地域に出て、地域からの支援に対する返礼というか、例えば社会貢献活動等の工夫により、お互いが元気になる双方向からの関係づくりが重要になってまいります。そこで、本年度は町の実績ある取り組みで充実しています学校応援団活動とコミュニティスクールを繋ぎ一体化した取り組みができるようにしていきたいと考えております。特に、新学習指導要領では各教科等で学ぶ知識技能については生きて働く知識技能と表記も改められ、直接体験を重視し、厳しい社会を生き抜くために必要な実学的な学びが求められています。そういうことから学校の外にある町の宝、具体的には豊かな自然、歴史的史跡や建造物、文化財、伝統産業等たくさんあります。そういう宝物の現状を知り、少子高齢化や人口減少が進む実状に目を向け、自分たちに何ができるのかを考え、実践するそういう活動の積み重ねを通して学びの動機付けが高まり、学習に向き合う態度も変わる、まさにキャリア教育の充実、そして町が目指す協働のまちづくりにも繋がるものと考えております。

以上、お答えしまして、この後の御質問については、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） ありがとうございます。まずは協働のまちづくりということでございます。今町長言われておりましたが、第6次総合振興計画の中に書いてありますとおり、住民全てが自分たちの町は自分たちの手でという自治意識を持ち、住民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し、協力し、支え合うと、本当にその通りと思っております。まちづくりの原点は主役である町民が自らの責任により主体的に関わることです。つまりは、町民が当事者意識を持つこと、自ら考え行動し、町政に声を出し、まちづくりに参加し、関わるということだと思います。ケネディアメリカ大統領の就任演説の中に、あなたの国家があなたのために何をしてくれるかではなく、あなたがあなたの国家のために何ができるかを問おうではないかというのがあります。本当に心に響く言葉です。南関町があなたのために何をしてくれるかではなく、あなたが南関町のために何ができるかを考えよう、協

働の理念のとおり自立した町民と町民に寄り添う行政が共に力を合わせ協働できたとき、どのような後世が訪れようと南関町の未来は悲観することなく希望を持って歩めることになるというふうに思います。

では、協働のこの理念に沿った姿になっているかというところで、実態を確認していきたいと思います。先ほど町長からも様々に今の協働のまちづくりの現況をお伝え願えましたが、町長はこの理念に関してこの町の現状は、町長の評価、今100点満点に例えるならば、今協働のまちづくりは何点ぐらいの点を付けられますか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 非常に難しい問題であると思います。それは、私が町全体を見て協働のまちづくりということである点数と町民の皆さんが見て、それを何点であるかというそこを判断しながら、私がそれを逆にそれを含めたところで思わないと自分勝手な協働のまちづくりの点数というのはなかなかつけにくいんじゃないかなと思いますけども、そういった意味では私は行政が行うべきこと、町民の皆さんが自分が思い立ってやられること、そういったことが最近と言いますか、この数年10年程度でしょうか、そういったものは少しずつ芽生えてきているんじゃないかと思えますし、そういったいろんな活動自体も自治防災組織もそうですし、それぞれの活動もそうですが、広がってきておりますので非常に点数を何点で議員が言われるのは難しいと思いますけども、かなり高いところまではきているんじゃないかなと思っております。合格点ではあると思っております。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） なかなか答えにくかったかと思います。慎重なお答えだったかなというふうに思います。まず、現状としては校区ごとに開催されている行政懇談会、これの町民の皆さんの参加者が少ないという現状はそこにあると思います。この結果は仕方がないと考えておられるのか、町民側にこれは原因があると思われるのか、いやいや行政側に原因があると思われるのかその辺は町長、見解をお願いします。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） この町政懇談会につきましては、各校区で1回ということで開催しておりますし、時間帯等も1回限られた形でやっておりますので、なかなか参加できない方もおられるんじゃないかと思えますけれども、以前は年代別に分けたこともありましたが、果たしてそれがどうだったかと言いますと、かなり高い参加率になったわけではございませんし、これからも続けていくこととしておりますけれども、現在の校区ごとの懇談会は懇談会として、意味があるものでありますので、私はそれはそれでいいと思えますけれども、その他にも先ほども申しましたそれぞ

れの地域に私たちが行政が出て行く出前講座、これが意義があるんじゃないかなと思っております。今年度も7月には2件ほど行政区のほうから出前講座の要請が私のほうにも来ております。ということで、より身近な方々の中で、行政の話をさせていただく、そしてたくさんの方の中ではいろんな意見は出てきませんのでそういった方々と直接お互いに意見を交わしながら、できる出前講座というのが、非常に意味を持っておりますので、そういった意味では行政懇談会も必要ですけども、そういった出前講座をもっともっと普及させていきたいなと思っております。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 行政が地域に出て行くということ、様々な担当課が地域の中に入って行って、様々に答えていくという事ですが、確かに町には様々な団体がありますね。行政区も一つの単位、そういう組織を型分けすると行政区は地縁型の団体組織になりますし、消防団とか営農組合であるとか運動系、文科系のサークルであるとか、それは目的型の団体組織になる。PTAとか老人会とか婦人会、商工会こういうのは属性型の組織であるというふうに三つに分けることができます。南関町それぞれにこの団体組織が活発に活動されて、個々にされているというふうに思います。行政区も入るわけですから、町民全てがいずれの団体には所属しているということが言えるわけで、私もこれまでに様々な団体に所属してきました。今もいくつかの団体に所属をして生活をしているわけですが、一つ一つの団体の活動が生活のため、自分のため、自己実現ややりがいの獲得のためにやっているのはもちろんですけども、他方、一人一人の活動が社会貢献に繋がり、まちづくりに寄与しているというのはまた間違いないことであるというふうに思います。と同時に、それぞれにどの団体も様々な課題問題を抱えていると思います。それぞれが自分たちの問題として組織内で悩んでいると、組織内だけで解決しようというふうにされているんじゃないかなというふうに思います。ですから、その各団体が抱えている課題というものを相談しあったり、共有して解決することができたとしたら、それがまちづくりに貢献することになるかもしれないのに、それを外に出さずに組織内で悩んでいるということが多いんじゃないかなというふうに思うわけです。例えば消防団、議会だよりの53号で南関町消防団を取り上げましたが、団員確保という課題があります。あと10年もすれば団員が半減するという予測があるということも出てました。消防団の存続は消防団だけの課題とするのではなくて、地域を守るという観点からも消防団存続については地域の課題として取り上げる考える仕組み組織があれば、何らかの道がつけることができるんじゃないかなと思います。つまり、各団体はそれぞれに活動しているけれども、それが連携する仕組みがないというのが現状かなというふうに思います。今言ったように、その課題を解決すれば

地域の課題を解決できるのかなということを思うわけです。物事を進めていく上で三つの重要な要素があります。それは、人・ことわり・場システムであります。この三つがそれぞれに関わりを機能することが大事です。人とは物事に関わる人や関わる人たちの意識や心の持ち方、ことわりとは原則、ルール、決まり事であります。場システムというのは仕組みやスケジュールなどのアクションプログラムのことをさしてます。この三つが定まって初めて物事は前に進みます。南関町の現状はどうかというと、それぞれ活動している人はいるけれども、協働ができていない。団体間の協働ができていない。原則もない。協働する場システムがないということが見えます。まずは人、町民の皆さんが自立し、何事にも当事者意識を持つこと。これは簡単なことではありません。人を変えることほど難しいことはありません。しかし、全国には町民の意識を変革して成功している事例があります。例えば、先ほど境田議員からも出ましたが住民自主の成功例として有名な鹿児島県鹿屋市の「やねだん」、先ほどありましたまちづくり組織が活発なのが島根県や高知県の南関町と同じくらいの小さな自治体です。共通しているのが、地域がこのままでは崩壊してしまう、まさしく危機感であります。いずれも人口規模が小さく減少が進み、少子高齢化の先進地、また山陰地方四国の南側という地理的要因もあると思います。切羽詰まって始まったところも多いかと思いますが、遅いということはありません。始めたところが未来をいかしきるのだというふうに思います。「やねだん」へは第16期の議員の皆さんが地方創生調査特別委員会で訪問され、研修をされています。佐藤町長も同行されておられました。2年前の研修となりますけれども、印象に残っていることがあったら覚えておられたらお答えください。

○議長（橋永芳政君） 暫時休憩します。10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時11分

再開 午後3時19分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、これを再開します。

執行部の質問者に対する答弁をお願いします。町長。

○町長（佐藤安彦君） やねだんの印象ということでありまして、少し薄れかけておりますので、申し訳ありませんけれども、今印象に残っておりますのは、今お話もあっておりましたけれど、唐辛子とかいろいろなものを活かした地場のほんと地元のものを活かした農作物を加工品に変えて、そしてそれを自ら自分たちで地域で販路を作って、販売するというそういった大きな意味ではベンチャー的なこともあり

ますけども、そういった地元の直接のものを強みに変えるというそういった団結がある集落であったと思いますし、それと転入者がいろんな方がおられまして、いろんなその村にない技術を持った人、写真家の人も来られてましたけど、そういった方がそこに親しみを持って、そこで生活ができるような受け入れる体制がそういった個性ある人を受け入れるというそういった体制ができた地域であったなと思っておりますし、それと一番印象に残っていたのが、その集落の公民館というかその建物に町内の子どもたちの写真が全部貼ってありました。その子どもたちは地元自分たちで育てようということで、地元の子もたちは全部皆さんが知っているというそういったこともありましたので、非常に印象が残っております。ということで、小さな町でしかできないかもしれませんが、そういった地元意識にこだわることなく、それを表に自分たちができることを広げようという村でありましたので、非常にいいなということで、私たちも自分たちの町に取り入れることができる部分はしっかりと活かしていかなければなと思ったところでありました。そういうこともありましたので、その研修に行った次の年は2泊3日の研修に町職員を2名出しました。昨年も同じくその2泊3日の研修に職員2名出しました。今年度も今募集しておりますので、引き続きそういった研修に職員も経験のため出したいというふうに考えております。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 継続して職員さん派遣されているということは私初めて知りましたが、そうやって知ることですよね。体験すること、ほんとそれが職員さんの資質向上に繋がるかなと思いますし、やはりそこで現場で動く人に接するというのが一番熱意を感じるというところが大切だなというふうに思います。このときの報告書を見ましたら、そのときの委員長だった境田委員長より地域再生は真心と情熱を持って本気で向かうことが大事、満点のリーダーはいない、一人で行わず皆が主役であることを納得してもらい、住民と共に活動することが地域創生になるんじゃないか、という驚きと感動というものが伝わるような報告書が書かれております。それを見て私もその「やねだん」、私も1回行ってみたいなというふうに思ったところでした。南関町がこれから未来永劫ずっと生き残るには、自分たちが幸せに暮らすためにはやっぱりこのままではいけない、何とかせないかんというベクトルが、心のベクトルが一つになるということ、やねだんはほんとにそうだなというふうに思うんですけれども、自分たちができることは何かと考え始めたらそこに協働が生まれ、きっと一人一人が輝く町が生まれてくるのだろうというふうに思います。しかしながら、南関町にはその危機感が薄いように感じます。冒頭申しましたように高齢化率38%超え、ただでさえ少ない子どもたちの町外流出

が止まりません。2040年には人口6,000人という予想もあり、財政面も厳しい状況です。にもかかわらず南関町は誘致企業も多く町税も増えている、住みやすいし、子どもも増えている、交通の便もいいイベントも多くて、元気がいいよね、そんな印象が町の問題を見えなくしてしまっているのかもしれない。そんな空気感が行政が何とかしてくれると思わせているのかもしれない。そんな中にもしっかりと問題を見据え、このままじゃだめだと思っている人はいます。でもどう行動したらいいかわからないという人もいるのかもしれない。現状に対する危機感人は人それぞれの感覚ですけれども、少しでも現状を変えないといけないと考える人たちが活躍できる仕組みが今ないから表にでないだけかもしれない。私は町民一人一人が参加し参画できる仕組み、組織を作る必要があると今思います。各行政区とも公民館や学習センターを管理運営しながら地区の活性化に取り組んでおられます。しかし、高齢化人材不足など行き詰っている感があります。小さな単位では限界があり、行政区はそのまま残しながら、各種団体を取り込んで今こそ新しいまちづくり組織を作ることを提案したいと思います。それは、小規模多機能自治組織というものです。町長は小規模多機能自治組織というのは御存知でしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 小規模多機能自治組織聞いたような気もしますが、実際そこについて詳しく調べたこともございません。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） わかりました。この小規模多機能自治組織というのは小規模というのは大字単位、いくつかの区が集まった大字単位か、大きくても小学校単位、小学校の区域を単位として、多機能というのはその校区にある様々な団体、行政区それから地縁型の組織、それから目的型の消防団、営農組織、または属性型のPTA、老人会、婦人会、商工会、その例えば校区のそういう団体全てが集まって住民自治を目的として住民の参画、協働の組織のことを言います。地域住民同士の協働によって成り立つ組織であります。地域の自治と地域の運営を両輪とします。地域内のことを自ら考え決定し実行する組織であり、この地域組織が行政と並列となって、並列ですね、上と下でなくて、並列となって協働するものです。これが原則ということになります。ここに人・ことわり・場システムこの三つの要素が組織には存在しています。この組織の目的は地域の課題は地域で協議し解決する。地域を守る、地域を育てる、地域で稼ぐ、地域で運営するということ。地域を超える課題には、どうしても地域を越える課題には町への提言、提案そして物言う組織というふうになります。この組織には校区、住民、全てが入りますので、当事者意識の造成にも繋がります。特徴として町民一人一人の力を発揮できる仕組みがあり、自

治の原点を取り戻す仕組みがあり、参加だけではなくて参画に繋がる仕組みがあり、自治体内分権の仕組みまであるものです。この組織が機能し始めると住民の意識も「〇〇やってくれない」から「〇〇やらせてくれない」と変化する地域が増加しているそうです。場が人を変えていくということです。

例えば、今、南関町に高齢化率が高いですから、それを逆手に取って人口の38%をおられる高齢者の皆さんができること、できるメニューをつくって増やしてどんどん家の外に出かけていただいて、元気に活動していただいて、南関町は日本一高齢者お一人お一人がいきいき元気に輝いている町ですと言えるようなまちづくりを目指したらとってもおもしろいまちづくりになるのかなというふうに思います。それを町行政と横並びで校区の自治組織が区画運営をしていくわけです。こういうことを目指す組織ができ、そしてその組織ごとに特徴を持った目的を持ったそういう活動を始めることで、先ほど6番議員の井下議員のほうから言われた介護予防ということにも効果があるでしょうし、とりあえず外に出て人に会うことが一番高齢者の方の一番の元気の元というか、これからの一番必要なことだと思いますので、そういう何かそういう組織を作るということが本当に大事なかなというふうに思いますし、先ほど防犯防災ということでも言われましたが、こういう特殊詐欺に対する意識ということも地域で守るところでは機能するのかなというふうに思うところです。この地域の皆さんで、いろんな部会をつくって知恵を出し合って健康づくり、生きがいづくり、子育て支援、子ども食堂、地域食堂、買い物の支援、地域見守り、防犯、防災、伝統文化の継承、移住、定住、空き家対策、町がこれまでやってきたことを、考えてきたことをその組織でやる。そしてできないところは町と協働する。まずは地域でそういう課題を考え、解決する。そういう組織です。「やねだん」みたいに商品を開発したり、名物料理を考えたり、指定管理や業務委託をしてお金を稼ぎまた商品を作って稼ぎ、自主、自立運営をしていく。そういう組織また学校や家庭できないことが今増えてきています。地域が元気になり、そして絆が深まり、地域が第2の家庭となって地域が声をかけて子どもを育てる。そんな地域の風土で生まれたらそんなところで住みたいという若い世代も高齢世代も入ってそんな地域を作っていくことができるのではないかというふうに考えます。先ほど教育長が言われました地域で育てるというところもほんとに合致するなというふうに思います。これが、小規模多機能自治組織というものですけれども、町長感想を。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 小規模多機能自治組織ということで、今北原議員のお話の中、そういったものが出来上がれば素晴らしい組織であるとは思っております。ただ、町、今現在の南関町の中でそれができていないかという、それぞれの組織ではほ

とんどできているんじゃないかと思っております。ただ、御存知ない部分もありますけれども、連携を図られていろんなことをされてるところもございまして、ただ一つ例を挙げますと、ボランティア連絡協議会等におきましては、全てのいろんな組織が一つになって町のいろんな方を助けようとか、そういった気持ちもお持ちになって一緒に活動されているところもありますし、今のお話になった組織については、もっと規模が大きい組織でありますので、ただ、今皆さんがそういった組織を立ち上げるといえるときに、どういう思いを持たれるかなというのは一つ重要なことかなと思います。それぞれの地域でそれぞれの人たちが結びついてそういったものができれば素晴らしいと思いますけれども、今の活動とそういった新しい活動をどう結び付けていくかというのが非常に難しいところでもありますので、そういった、できれば実際やっておられるところがあるならば、見てみたいと思いますし、これからそういったところも勉強はしてみたいなと思います。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） ありがとうございます。

確かに、かなりこういう組織をつくるのは大変なことです。実際時間もかかると思います。しかし、この構想を立てて、取り組めば、将来この組織が絶対必要になるかなと思います。今取り組んでやはり2年ぐらいかかるのかなと思いますけれども、ほんとに作り上げてからまた機能するまでが時間かかりますので、1回ですねこのどういうこれは組織でどういう可能性があるのか、ぜひ研究していただきたいなと思います。実は、全国で210の自治体がすでに取り組んでおられまして、近郊では荒尾市、実は荒尾市も取り組んでおられます。熊本県内では荒尾市、八代市、熊本市ですね、島根県とかいうのは小さい町がたくさん参加されています。この立ち上げには役場職員も担当職員として組織づくりに関わるということも一つあります。ですから、そういうところもありますので、ぜひ今町長言われてましたが、ぜひこの可能性を探っていただきたいなと思います。今先ほど町長が合格点をつけれるというぐらいの協働ができてるということでしたが、やはり校区の組織というものが連携すれば何ができるだろうかということ、私はそこに未来を感じておりますので、ぜひこのこれから取り組んでいただければというふうに思うところであります。

次にいきます。新庁舎及び敷地内整備についてということでもあります。現在敷地内ですね、公共施設用地があり、警察消防署の移転を想定されているということですが、もしこの警察署、消防署が移転してこなければ南関版コンパクトシティ構想は完成しないということでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 広域の消防、交番が移転しなければということですが、

現在交渉をしておりますので、有明消防につきましては県には関係なく広域の議員お二人おられますけれども、そういった広域の中で決めることができますので、比較的難しい問題じゃないかと思えますけれども、交番につきましては、交番が設置されて50年経たないと移設の対象にならないという、そういった決まりがございまして、南関町交番は恐らく聞いたところで47年ぐらいだと思います。あと3年ぐらいあるということですので、そういったこともありますので、すぐ移転ということはなかなか難しいかもしれませんが、知事のほうにもそういったお願いをしておりますし、なるべく全国のモデルとなるような地域でまちづくりをしますということでお話をしておりますので、移設をして欲しいということをお願いしておりますので、移設をしたいというふうに思っております。ただ、それができなかったからそのコンパクトシティ構想が成り立たなかったかというのは全然別問題だと思っております。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） ありがとうございます。可能性は本当にあるのかなというのは今、見えましたね。

それでは、次ですね。庁舎の各設備や建設資材のグレードと言いますか、庁舎建設の中でもいろいろ資料の中にグレードと言うか、いろいろ設備も選択肢がたくさんあったかなというふうに思います。良いものを作ろうとしたら金額が嵩むのは当たり前なことでありまして、どのレベル、難しいかもしれませんが、どのレベルどのグレードで設計をされているのか、をまたお聞きしたいということと、最近様々な要因があつて、予算を超えることも想定されるということも言われておりますけれども、何かこうそれが規定路線になったら、なりそうな感じもしますが、そうじゃなくて、予算内に収まるようにグレードを下げるということも考えておられるのか、そういうところも含めて回答をお願いします。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 実施設計を建築事務所のほうに委託発注をしております、おおよその向こうからの概算、設計事務所からの概算というのが当然上がってまいります。当然うちのほうにも町のほうにも財政計画というのがございますので、その設計がそのまま活かされるということは当然ございません。うちで設計上がってきたものを建設課の技術員あたりに照らし合わせて設計書を作っているところなんです。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） そういうことですね。予算内に収まる努力は当然されるだろうと思えますけれども、庁舎の中で、ここはちょっと力入れたいとか、ここ

はちょっとお金をというところはあつたりしますか。全てに標準的な何と言いますか。そこから特異的な特徴的なものがあれば、なければいいです。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 特色的なのは庁舎内にこもればホールというのをつくるように計画しておりますが、その壁面ですねあたりに小岱焼、小岱焼じゃなくて陶器、南関町内に10窯元ありますが、そういった南関町の特産品である陶器を埋め込むようなことはやっていきたいというふうには考えております。ちょっと言われているのと答えが違うかもしれません。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） いいです、いいです。そういうことも今まで聞いてなかったんで、そういう何か特色というかそういうものも盛り込まれているということだと思います。今ですね、私が思うのは庁舎建設の担当がそれぞれ違うということで、いろいろ問い合わせたときに、あっちこっちというふうに言われてるんですけど、全責任の権限を持たせたプロジェクトチームと言いますか、窓口を一元化するということはできないんですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 南関町においては、ここ数年で一番大きな事業であるかと思えますので、そういったプロジェクトチームを役場組織の中にもつくることもできないことはないと思いますけれども、現在の事業の中で、そこに技術者あたりを集めてしまうと建設課、経済課等の技術者もどうしても不足しますので、やはり持ち場持ち場で、それぞれの職員がその仕事を一つにまとまりながら皆さんと話し合いをしながら、持ち場持ち場でやっていくということしか、なかなか現在の町職員の規模の中では難しいんじゃないかなと思います。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） そういうことかもしれませんね。ただ、予算はまちづくり課が握っているのかなと思いますけれども、そういう責任の所在がはっきりすればお互いあそこがあそこがと責任が曖昧になってしまいますので、責任の所在がはっきりすればそれでよろしいかと思えます。

外周フェンスの敷設工事のことなんですが、当該の地区から要望書が出ていると思えますけれども、やはりフェンス敷設についてのやはり説明というものが足りないなというふうに感じています。地元の声を聞くという姿勢が足りないのかなとここが協働のまちづくりというところで、町民の声を反映して、またこの町の一大事業であるこの事業にもう少し町の町民の声と言いますかね、これが反映された作り方というかそういうのも町民と寄り添う姿勢と言いますか、そういうのが欲しいな

というのが実感のところでは、これからいろんなところで決まりましたじゃなくて、これをこう決めようと思っているけれどもどうだろうかというぐらいの地元、関係、関連する人たちには声を拾い上げるということをやっていたきたいな。それだけの施設ですので、お願いしたいなと思うところです。

それから南関版コンパクトシティ構想策定委員会の議事録と委員の名簿が町のホームページにアップしてあります。町民の皆さんの関心も高いので、もっと周知したほうがいいと思います。また、広く町民の意見を広いあげること必要だと思いますので、関町商店街にできる新しい交差点を含めた庁舎敷地内の最新の地図等、コンパクトシティ構想策定委員会の議事録と名簿これを回覧板で周知していただきたいというふうに思いますけど、紙で出して全戸に行き渡るように全員が見れるようにしてもらいたいなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） これまでもコンパクトシティ構想につきましては、紙ベースで全ての世帯に配布をさせていただきました。ということで、最新の情報につきましても、全世帯じゃなくてもということでもありますので、それは検討させていただきますけれども、最新の情報につきましてまた町民の皆さんにお知らせできる分は知らせていきたいというふうに思います。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） ぜひ関心があります、皆さん。ラウンドアバウトも中には全然商店街の交差点にできると思っている人もいます。ですから、確実な情報というものを町民の皆さんにお届けするというのが、やっぱり今は大切な時かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思うものです。

次いきます。では、生きる力を育むというところで、入っていきます。教育委員会より平成29年度分の南関町教育委員会授業評価報告書というものを冊子をいただいています。学校教育、社会教育、社会体育、文化振興この四つの項目の基本方針に沿って行われている各事業ごとの評価を一覧にしてあります。これを見るとおおよその現状が把握できます。特に学校教育においては「知育・徳育・体育」生きる上での基本である食育の育成も含めて、その向上に向けての様々な取り組みをされていること、そして実施されている様々な授業の評価等を見させていただいております。2月に開催された人権フェスティバルに私初めて参加しましたが、長きに渡る人権同和教育の取り組みによって、人権に対する意識は定着しているように感じました。しかし、いじめに関しては深刻な問題化しているものがないにしても、微増しているという結果には気にかかるころであります。今後の取り組みとして、ICTを活用した業務改善を通じた学力向上、そして英語教育それからコミュニテ

ィスクールと学校応援団の連携推進ということを先ほど教育長から回答頂きました。このICTを活用した業務改善をとおした学力向上を目指すということでございますが、具体的にもう少し教えていただいてもいいでしょうか。業務改善をしたら学力が伸びるかということ、それから業務改善をして時間ができたら、子どもたちと向き合う時間にあてたいという先生方も多いのではないかなというふうに思います。最近はいじめも、先生が忙しすぎて子どもと向き合う時間が足りないからいじめを見つけられないということも言われてますので、やはり先生と子どもと向き合う時間というのも本当に大切な時間だと思いますので、業務改善によって生まれた時間は、どうまた使うのかというところがポイントだと思います。そこら辺お尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 今の御質問でございますけど、業務改善と学力向上の繋ぎの部分、どう繋がっていくかという部分ですけど、昨年6月に北原議員のほうからお尋ねがあったわけです。それと中村議員からのICT分のあった部分、それから12月の働き方改革の部分踏まえまして、たまたまそういう事業があるというところで手を挙げて今に至っているところなんですけど、まずこの働き方改革、業務改善というのは今どこの学校でもやらなくてはならない部分でありまして、とにかく厳しい環境の中で先生たちが子どもたちの前に立っている、そういうところで一つはICT機器を活用した中で、効率化を図れる部分が出てくるというところで、勤務実態の厳しい部分を削減した中で働きやすい環境ができれば、より子どもたちと向き合う時間が生まれて、もちろん授業に向かう前の教材研究あたりもしっかり時間が取れて、より質の高い教育の提供ができる。その結果として学力向上がなされる、そこを理想に描いて取り組んでいるところでございます。今回の事業は、どこの学校でもやらなくちゃならない部分を国の文科省の承認を得て、県のほうからも県のモデル地域、そういう部分で人的な措置と言いますか、そういう部分も含めてとてもそういう条件整備の部分は整って来ております。そういう部分の中で、いかに働く時間を短くするという超過勤務の時間を少なくして、子どもと向き合う時間を高めていく部分なんですけど、新年度になって、4月、5月と2カ月が経過したところです。正直言いまして、その国の承認、県との契約はつい先日始まったところなんですよね。そういう中でこういう事業をやりますということは、校長会も4月、5月、今度6月の10日過ぎに来週やるんですけど、校長先生を中心にお話をしてますけど、勤務実態としてはなかなか厳しい状況にあります。先生方の働き方改革て言いますか、勤務時間の認識と言いますか、そういう部分がなかなか変わらない現実がまずあるんですよね。そういう部分を今、校長会議等、いろんな会議の

中で、お話をしています。ぜひそういう条件整備の部分もある程度できてる部分での結果が求められる部分もございますので、そういうところも教育委員会の本気度を出しながら意識改革を図っていきたい、そういう思いで今いるところでございます。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） ICTによる業務改善、ということですがICT専門の今方が一小の方に入られて、まだ2カ月しか経っておりませんので、これからかなということでしょうか、具体的にはどういうところの業務を担われるのでしょうか。その先生方のどの部分の削減に繋がるのでしょうか。そこら辺をお聞かせください。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 一小の入った先生の役割ということではなくて、全体的な部分ですね。

○2番議員（北原浩一郎君） 全体的な。

○教育長（谷口慶志郎君） 一つは勤務時間の管理の徹底と言いますか、今バーコード方式で確認ができてるんですけど、その部分を学校のほうでどういうふうなチェック体制をしているかという部分ですね。具体的などという仕事の中でどれくらい時間を使っているのか、そういう部分も一つははっきり割り出していきたいと言いますか、例えば今上がってきてるのは教材研究の時間とか、あるいは部活動の時間にこれだけ時間がトータルで出てきますけど、本当にそれだけ必要なかそういうところから検討していただきたい。勤務時間については、もう少し具体的な部分にお話します。例えば子どもたちの状況を知らせるために学級だよりとか学級通信とか作っておられます。それも先生によっては毎日出してる先生もおられます。1週間に1回作っておられる先生もおられます。あるいは出していない先生もおられます。そんな差があるんですね。だからそういう学級だより、毎日出す必要性があるのか、そういうところから含めて業務の見直しと言いますか、部活動についても小学校は社会体育科に移りました。でも現状としては勤務時間が短くなったというそういう報告は見えてないんですね。中学校のほうには部活動指導員の方が去年から入っております。何のために入れたかといったら、その先生方の部活の負担軽減を図るために入れてる、そういう趣旨があるんですね。そういう流れの中でそういう時間がまず排出できないという部分、そういう原因をはっきりしながら結局部活動については部活動指針というのが国のほうも例示をしております。県のほうも示しております。それに基づいて各中学校でつくってます。それを順守していくようなそういうところを、やっぱり学校のほうも本気度を出しながら変えていかないとそういう新たな時間と言いますか、できない部分もありますので、具体的には

そういうところを取り組んでいきたいと思ってます。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） ごめんなさい。ちょっと私間違えました。一小のICT支援員の方が一小だけの先生方のまさに一小の先生方の業務改革というか、その教材づくりのお手伝いもするのか、4校、5校までされるのかというそこを教えてください。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 一小のほうにお願いしてます今ICTの先生と言われましたけど、一応業務改善コーディネーターという位置付けで町全体の小学校4校、中学校、トータル5つを回っていただきながら町全体の小中学校の業務改善に力を出していただくそういう役割で仕事をお願いしております。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） わかりました。業務改善なんですね。わかりました。ICTを使った教材づくりとかそういうところもまた入っていくのかなと思いましたが、そういうことではなくて、業務ですね。わかりました。

学力向上というのがありますけど、今寺子屋ですね、寺子屋塾が今年も5月の末から始まったと思いますが、学校の授業だけでなく塾での分担というのものもあるだろうなど、勉強というところを見ると、学校と塾というのが当然あれだなと思います。ただ、南関は塾も少ないということで、そういう町内に塾が少ないところはそういう市町村は、公営の塾をやっているというのが新聞でよく見かけるところがあります。ボランティアとか高校生に塾講師として担ってもらっているというのが新聞で見るとは思いますが、今ほんとに教育を何とかしたいというか、子どもたちの学力を頑張りたい、つけてあげたいという、ほんとにそういう思いを持ったボランティアの方が今されていますけれども、それでも今中学校を対象とされていますね。やはり小学校、中学校も大切ですが、小学校の間でも基本をしっかりと身に付けて中学校に上がらないと、中学校の時点でそれがなかったらいくらやってもまた難しい部分もありますので、やはり小学校の基礎学力をしっかりと取り組む、つけるために何ができるのか、何が必要なのかというところを、本当にこれ課題ですけれども、寺子屋塾とも合わせて教育長のお考えをお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） まず、現在やっています寺子屋学習なんですけど、新年度から始める前に3月でしたかね、関係者集まって、昨年度の状況を見て見ますと参加者が少ないということで、まずは参加者を増やす取り組みを呼びかける部分からやっていますということで、本年度スタートして、残念ながら初回5月末は中学生は

1人だったんですけれども、部活があったりとかしてる部分で、卒業した高校生が何人か来てて、それ1人の1年生の女の子だったんですけど、交えながらそれぞれ学習しながら高校の状況とか学習態度あたりが若干変わってましたけど、何でそんなに高校生になったら一生懸命勉強するようになったのとか、そういう経験談あたり交えながらアットホーム的な部分でありました。2週目の部分はちょっと私出れなかったんですけど、10名を超える集まりがあったというところで、その数20名ぐらいなっていけば、御の字かなという部分で自分の頭では描いてます。それと小学生の部分については、まず私自身の個人的な考えなんですけど、子どもたちの学習の補習というのはまず学校のほうで精一杯やると、その部分が一番鍵かなという部分で町の状況からいって、周りに塾とかがない、そういう環境がありますけど、ICTの部分の中で、学校の教材ソフトの中に個別指導に繋がるようなドリル問題とかそういう部分もたくさん使える教材がありますので、先々にはそういうふうな学校にある部分を使いながら、個々に応じた指導の一層充実に繋げていけたならという部分で、小学校版の寺子屋、そういうところは今のところ、考えにございません。以上です。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） ありがとうございます。やはりそういう高校生たちと一緒に体験談を聞きながら学習するというのもいい意味があるなと言うふうに思いますし、徐々に数はこれから増えていくことを希望します。またいろんな学習ソフトを今購入されているということならば、ぜひそういうものを使った小学生がですね、そういう機会をぜひ先々ではなくて、早めに使えるように状況を作っていただきたいなと思います。やはりそういうものを使ったほうが子どもたちも興味関心が湧いて、授業にも学習にも向いていくんでしょう。ぜひ早めにそういう取り組みもお願いできたらなというふうに思います。

生きる力というところですが、先ほども教育長言われましたが、激しい変化を遂げる社会で生き抜く力を育むということが指導要領に書かれているわけですが、本当に私たちの頃とは教育環境も社会構造も家庭のあり方も大きく変わってしまいました。遊び方がまた全然違います。私たちの時代は南関町の緑豊かな自然の中で野に山に川にと上級生下級生問わず一緒に遊んでいました。喧嘩しながら、怪我もしたりしながら、安全か危険か学びながら、そして協力し合いながら思いやりや認めあうこと、そして人との関わりを身に着け、生活の中で生きる力を育んできたと思います。今は学校教育の中で学ばなければならない時代です。家の中だけで遊んでいたら都会に住んでいることと変わりなく南関町への愛着心など持たないまま成長してしまう。学校だけじゃなく、地域がどれだけ関わることができるか、子どもた

ちが外に出る機会をどれだけ作れるか、先ほども言いましたが地域が第2の家庭となれたら生きる力は育まれていくと信じます。先ほど教育長もこの南関町の自然の中で子どもたちを育てることが大切であると言われましたけど、全くその通りであるというふうに思います。今総合的な学習の時間というのが小学校、中学校ありますけども、小学校、中学校では総合的な学習の時間というのはどのような授業をされているのか、そこをお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 総合的な学習の時間の中身ということですけど、一番総合的な学習の時間というのは、国語、算数、数学の教科と違う部分はそういう教科の時間の学習を自分たちの身近なところの疑問と言いますか、例えば第二小学校でしたら、私が二小にいた時代は伝統的に久重の螢その生息、どういう形で育っていくとかそういう部分を調べ学習を3年生あたりがやってて、それを発表すると言いますか、そういう学習なんですけど、地域学習と捉えていただければいいと思いますけど、昨年からもそういう地域にある校区にある、そういう部分を自分たちが課題を持ちながらどんなことがあるんだろう、今どうなってるんだろう、そういうふうなそれぞれ持っている疑問を、複数で学びながら一つの結果にたどり着くと言いますか、そういう大事な探究課程と言いますか、やっております。そういう中で昨年一つだけお願いした部分があります、四つの小学校あるいは中学校共通的にそれは第四小校区にありますエコアくまもとの施設です。理由はと言いますと、県のほうで熊本の南の拠点の水俣、県のほうは北のエコアくまもとを県北の拠点、中身は違いますが、そういう位置付けでやっておりますけど、なかなか活用しているのが広がらない部分がありましたので、あえて四つの校区の学校の総合的な学習の時間の年間計画の中に入れていただいで、学習するようにお願いしております。その理由としては、熊本地震の影響であの施設の廃棄物を入れる何て言いますか段々段々早くなってきてるんですね、当初の予定よりも。ですから、今の子どもたちが、5、6年生がもう一人前の大人になった頃に満杯になる。満杯になったら満杯になった段階でどう活用していくかっていうのを考えるのは、今の5、6年生、子どもたちなんですよ。そういうところを校長先生、あるいは担当に話をしながら、理解を図りながらそこを一つの学習課題として取り上げて考えていただく、そういうふうな授業を工夫していかない限り、南関のこの課題も含めて理解が進んでいかないんだと思います。その一つの例として紹介したところですけど、一応そういうふうな取り組みを充実していくようなところでやっているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 総合的な学習という地域学習ということでされていると思います。ほんとに先ほども教育長言われておりますけれども、南関町を知ることと考えれば、南関学というものを学ばせる時間にしたらどうかなって思うんですね。様々なすでに作られている冊子もあるかもしれませんが、そういうもの使ってるかもしれませんが、やはり南関町の歴史、文化、産業それから自然全てまず知ることによって体験すること、これが一番大事なかなと思いますので、ぜひ特化したね南関を知る、そして前回の定例会でも言いましたが企業見学ですね、企業見学の機会を増やして、とにかく南関町を知るというそこに特化する時間にさせていただけたらいいかなというふうのを提案させていただきたいなと思いますが、今、町内企業の見学というところで、ぜひ学校が各企業と連絡し合っやるとするのは、またまた先生方の仕事を増やすわけですから、ぜひまちづくり課と連携してそういう訪問できる企業を探していただいて、そこでどどんどもどもたちが行っていただくようなシステムを作ってくださいというお話をしたんですたんですけども、そういう訪問できる企業というのは、増えてきてるのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 今ですね、やはり人材の確保というのを企業さんも一番思われてます。その辺で受け皿というのは、広がってきているというのは実際あります。企業アンケートというのを取ってまして、中学校が職場体験とかしますけど、そういった場合に引き受けていただけますかというような設問も設けてます。また、今年度は出てませんが、その辺も徐々に増えてきているという状況です。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） やはり小さいときにたくさんいろんなことを経験するというのは、本当に大切だし、やはり南関に住んで南関で働くというところがやはり若者の流出を防ぐことに繋がるわけですから、そこは本当にしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問になりますけれども、12月の定例会で教職員50人未満の学校では、産業医の面談ができないので産業医を設置できる要件、教職員50人以上を満たすために、町内の小中学校を連携して総括安全衛生委員会の設置を御検討くださいと提案をいたしました。教育長からは校長先生方と現況を確認しながら進めていくという回答をいただいております。その後どのような方向性が出ているかお聞かせください。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 今の総括安全委員会の件でございますけどですね、先ほどもちょっとお話ししましたが、業務改善推進事業の中で、まずは先生方の意識改革が

第一、そして勤務時間の管理の徹底と言いますか、その部分がある程度道筋が見えてきた段階でそちらの方の対応と言いますか、検討と言いますか進めていきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 業務改善と言いますか、働き方改革が進んでいるかもしれませんが、やはり先生方のストレスというのは、やはりまだまだ変わらないわけで、いつ先生方がそういう状態になるかわかりません。ほんとにいつでも産業医専門の医者との面談が受けられるような体制、セーフティネットというものをやはり南関町に来て南関町の子どもたちを育てている先生方を守るということをやはり大切なことだと思うので、ぜひその産業医面談というところは前向きにぜひ進めていただきたいなというふうに思いますし、山形県では50人満たない学校ばかりなので、もう50人満たさなくても小規模校でも産業医の面談ができるというシステムを作ったとそういうのがこの前教育新聞に載っておりましたので、教育長も見られてるとは思いますけども、そういうところも出てきたということです。やはりこの時代だからそういうことになったのかなと思いますけども、そういうこともできるということです、ぜひ産業医の面談、今までは自費で自己責任で受けるということだと思いますので、ぜひ気軽に先生方には受けられるような体制をつくっていただきたいなというふうに思うわけです。

最後になりますが、ぜひ働き方改革についてですが、先生方に学校行事の断捨離アンケート、これは要らない、たぶん先生方はこれは要らんよね、たぶん思っているのはあると思うんですよね。それをアンケートで取るというのは、きっと先生方におもしろい結果が出るんじゃないかと、いろんなところで今学校行事として普通に組まれている行事がたくさんありますけど、ひょっとしたらこれはいらぬとは思っている行事があるんじゃないかと。そこにメスを入れれば負担軽減に繋がることだと思いますので。学校行事の断捨離アンケートを取っていただければなというふうに思います。

では、まとめに入ります。少子高齢化、人口減が進むこの南関町カオス、これからどのように道をつけていくのか、まちづくり、人づくり、地域づくり全ては町民同士の協働、町民と行政の協働、によってしか進まないと思います。協働は形ではなく協働は心であると思います。まずは組織を作り、知恵を出し、相手に寄り添う協働できる社会をつくっていくその方向に行ってみたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（橋永芳政君） 2番議員の質問は終了しました。暫時、休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時14分

再開 午後4時19分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 続いて、7番議員の質問を許します。

7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 7番議員の立山です。

今回また農業問題について質問したいと思います。南関町の将来の農業ビジョンはどのように描いているか。特に今基盤整備が済んだ地域、また今後基盤整備をしていく地域につきまして、どのような農業振興を考えているか、また荒廃地対策として、町としてはどのような対策を取っていくか、次に新規就農者やUターン農業者に対しての指導や支援、これはどのようにもっていくか以上三つを基準にして質問していきたいと思います。あとは、自席から質問いたします。よろしく願います。

○議長（橋永芳政君） 7番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 7番立山秀喜議員の農業問題について、南関町将来の農業ビジョンはどのように考えているかの御質問にお答えいたします。

農業を取り巻く情勢につきましては、立山議員も御承知のとおり全国的にも農業従事者の高齢化や後継者不足等により今後の農業を守り、また活性化していくことは大変厳しい状況にあります。このような中、国や県につきましては、農業の振興を図るため様々な対策がなされているところであり、町としましても昨年策定しました南関町総合振興計画に基づく農業の振興を図っていくこととしています。

まず1点目のお尋ねであります基盤整備後の農業振興についてですが、農業の振興を図っていくため一番の要となるのが圃場整備の実施であり、昨年度をもって南関西地区の高久野工区を最後に、中山間地域総合整備事業の面工事が全て完了し、約234ヘクタールに39%の圃場整備率になったところであり、この事業に続き、現在上長田工区を第1号として、新規の圃場整備を18地区、約111ヘクタールの規模で推進しているところであり、地元を始め町、県などと協力し早期の事業着手を目指しているところであり、整備後の振興をどのように進めていくかが非常に重要な部分であります。議員も御存知のとおり昨年8月、本町では初めての集落営農組織農事組合法人「よなだ」が設立され、国や県などの支援を賜り、組織としての安定経営に向け取り組んでおられるところであり、町としましてはこの組織をモデル地区として集落営農組織の設立、併せて組織を中心とした担い手への農地の集積、集約化に向け取り組んでいきたいと考えております。

また、今年度より農協OBで農業経営のノウハウをもっておられる方に経営アドバイザーとして着任していただきましたので、コスト削減や収益性の高い作物の導入など様々な観点からアドバイスを行い、更なる振興に繋げていきたいと思っております。

次に2点目のお尋ねの荒廃地対策はどのようにするかについてであります。先ほど申しました農業後継者等の不足などにより、農地の不整形地や山際などの耕作条件が良くない場所などを中心に増加傾向がございます。対策としましては、地域の状況にもよるかとは思いますが、現在新規に推進しております圃場整備の区域に入れて、整地したり国の事業であります中山間地域等直接支払の事業区域に取り込んで地域で保全していくなどとしているところでございます。更には県の事業として、耕作放棄地解消事業の補助制度もありますので、活用いただくとともに万次郎かぼちの作付けも推進しておりますので、耕作放棄地解消に役立てばと考えているところであります。

最後に、新規就農者やUターン農業者に対しての指導や支援はどのように考えているかについてであります。新規就農者などへの支援としましては、国や県の支援制度の紹介など相談体制をとっておりますと共に、先ほども申しましたが知識豊富な農協OBの方に農業アドバイザーとして着任いただいておりますので、町としましても非常に心強く期待をしているところであります。また農業委員会と協力し、農地の斡旋にも力を入れていきたいというふうに考えております。更に毎年玉名地域振興局と2市4町の合同で新規就農相談会を開催するなどの支援体制をとっているところであり、このような中、非常に明るい話題がございまして、町が補助を行っている農業者団体、南関町がまだす隊が昨年度6名、今年度3名の若い方が入会され、また南関町青年農業者、農友会には今年度新たに8名の方が入会されている状況であり、更なる新規就農者の支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上をお答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長よりお答えいたします。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 今町長のほうから答弁にいただきましたけど、まず現在基盤整備が済んでいるところの振興についてお尋ねしたいと思います。南関東部とか大原地区の肥猪とかいろいろ基盤整備が済んでいます。また関村の前それとか今村、高久野が済んでおりますけど、これらの地域について実際担い手がどのくらいいるのか、よければ地区別にどれくらいいるか、その辺の把握ができていますかどうかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 圃場整備地区の整備率ということですが、これは平成29年度の数字になりますが、概数になります。一校区で申し上げますと、58%、二小校区で申し上げますと32%、三小校区で申し上げますと36%、四校区で36%の圃場整備率となっております。担い手の状況ですね、失礼しました。担い手の状況を申し上げます。一小校区で23名、二小校区で33名、三小校区で18名、四小校区で9名おられます。それから肥猪地区のほうの圃場整備が済んでおりまして、そちらのほうでは農地集積が事業を活用されて、集積をされておられます。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 全部で80名弱の担い手がいらっしゃるということですが、実際その担い手さんたちは年代別にするとどういふ割合になってますかね。それと、この人たちががまだす隊とか農友会とか認定農家かなんか恐らく入っておられると思いますけど、この方々はほとんど入っておられると思いますけど、一番よかつは年代ですね、年代がどれくらいかちょっとわかるなら教えてくださいたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 年代別には、ちょっと調べてはおりませんが、私の感覚で申し上げさせていただきますと、40代の方が10%程度ではないかと思えます。それから50代で20%程度、60代以上が70%程度ではないかと考えています。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 今ちょっと答えの中に60歳以上で言いよったかな。70%以上で言いよったですね。ちゅうことはほとんどが年寄りということですが、なかなかやっぱり年寄りは担い手としてあんまり期待ができないわけですが、私も60過ぎましたので、やはりこの80名ぐらいの中に恐らく農友会なり、がまだす隊が半分近く、半分以上、半分ぐらいおっとかな。それに認定農家が今町に登録してある認定農家が70ぐらいおっですたいね。恐らくそういう人たちが担い手として残っておられると思いますけど、さっき言われたこの83名はこれは基盤整備、地区の中の担い手ですかね。それとも全体の担い手。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） これは全体の担い手数になります。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 基盤整備をしているところで担い手ちゅうとは育成ちゅうとはどういふふうなやり方をやっておられますかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 担い手の基盤整備の担い手の育成につきましては、担い手だけの育成は特にはしてはおりませんが、圃場整備地区の方を対象に集落への組織の設立の推進ということで、数年前に2回ほど県の担当者の方の説明会、それから滋賀県のほうで有名な法人を設立された方がおられますので、そちらの方をお招きしまして集落営農組織の説明会ということでやっているところです。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 今課長のほうから組織の設立のような準備ちゅうかな、そういう説明があつて、その結果が、ようやく「よなだ」が昨年農業法人ができたということでございます。ただ、農業法人も基盤整備地区が基準になってつくっておりますけど、農業法人ていうとやはり社会的組織になりますので、やはりその地区としては経営が成り立たんと赤字出しよっちゃいかんとですよ、やっぱり。そこでそういういかにしてその地区の法人が社会的に成り立っていくかちゅうような施策を進めていかんと、なかなか厳しいところがあると思います。今私たちの地域でも今村とか高久野とか基盤整備が済んでいますけど、その農地集積状況とか担い手の状況なんかわかったらちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） すみません。ちょっとその集積の個別の把握はしておりませんが、町全体としての担い手の集積ということで、昨年度は17%でありましたけれども、失礼しました。その前の年は17%でありましたけれども、平成30年度は21%の集積率ということになっております。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） やはり基盤整備をした後、やはりどうしても集積ができなければ、なかなか担い手ちゅうとはつくりにくいんですよ。特に西地区の下原からこっちの関村のほうに来ている地域でもやはりどうしても集積ができてないので、ばらばらになっております。その中で担い手が何人かおりますけど、どうしても圃場がばらばらになって、なかなか管理がしにくいような状況でございます。恐らく関村の前も同じようなことが言えるんじゃないかと思っております。確かに関村の前にも後継者も何人かおりますし、担い手も何人かおります。ただ、やはり今のところばらばらで集積ができてない状況です。今後、基盤整備を進めていく中で、一番問題なのが農地の集積です。我々の上長田で進めている基盤整備でも、約16町か17町ぐらいの18町か、18町ぐらいの基盤整備を今計画しております。その中でやはりどうしても受益者負担ちゅうとが話になってきますと、どうしても農地集積をしなければ、負担金を出さないかんごつなりますので、今我々の取り組んでいるの

は、8割以上の農地集積を目指しております。これは今から進めていく残りの100町あまりの基盤整備地域に関してもどうしてもやはり農地集積を進めていって、その中で必ず担い手がおらんとどうしても補助事業ていうとは受けられません。その点、町長なり課長なりどう思われますかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 担い手の確保ということで、先ほど町長が申し上げましたけど、各種支援制の相談窓口とか振興局との就農相談会など行っております。また今年度より町民の皆さんに若手農業者の方に興味を持っていただく一貫として認定新規就農の方を広報なんかで紹介を連載で始めているところでありまして、その繋がりができて、新しい就農や担い手の確保に努めていきたいと思っています。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 農地の集積と集約化と担い手の育成というのは切っても切れないものがあると思っております。そういった経営的なものはそういった条件が整ってこそ担い手が育つということになりますので、もちろん集落営農組織とも繋がりますけれども、そういったことをしっかりとこれからの圃場整備に、これまでの圃場整備よかった分、悪かった部分ということも説明を含めながら住民の皆様にご知っていただきながらそういったことが実現するように進めてまいりたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） やはりそういう農地集積なんかができて、初めて集落営農とか農業法人ばつくらにやいかんというところがやっぱり地域の中で起こってくるんじゃないかと思います。それは何故かという、やはり今農業機械というとは非常に高いわけですね。トラクター1台が500万、コンバインも500万円以上、田植え機なんかも150万円以上ということで、水稲するだけでもそれくらいの金額ちゅうとは農業機械というのはそれだけかかります。やはり今から先、新規就農者なんかが農業していく中で、どうしてもそういう水稲だけするのもそれだけかかるし、また施設をするのにもハウスを建てるのにもやはり1,500万円、2,000万円ちゅうような金額がかかります。やっぱり安定した農業生産をするためにはどうしても施設が必要になります。そういう場合やはり一番いいのは補助事業を受けられるのは一番いいんですけど、やはり南関町としては今リースリー業というのが国・県の支援があって5割補助というのがありますが、南関町の場合は同じ南関町で3人見つけにやいかんもんだけですね、非常にあんまり便利がよくないですね。玉名市になつと横島、天水、岱明、玉名市ということで結構地区が広がりますので、案外見つけやすいんですけど、南関町の場合はそういう不利な条件が

あります。その中でいろいろな支援というかそういう事業を受けにやいかんような状態になりますので、非常に厳しいわけです。そこで今基盤整備のできている地域とか今村、高久野とか関村の前とかそういう地域にがまだす隊とか農友会とかそういう魅力というか、やりたいという人が何人か寄って集約的にできるような施策とかそういうのは検討はしておられますかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 一応県のほうの支援策としまして、地域へのステップアップ支援事業ということで、これは組織の設立とか法人化に向けた活動に対する支援というのがございます。こういったものを活用する方法もございますし、それから米田地区でもこれは活用された支援事業でもありますけど、中山間モデル地区支援事業というのもございまして、こちらも3年間のビジョンとかを策定する必要はございますが、3年間の支援を受けられるというのがございます。こういった中ですね、施設整備とか区画の拡大とか機械の購入等もできる事業でございますので、こういったものの事業の推進も一緒に図って行って、圃場整備地区も担い手の確保等に繋げていきたいと思っております。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） これは法人化を米田地区を立ち上げたから初めてできる事業であって、今南関町じゃ町単独の高度化事業というのがあるですかね、ちょっと話がずれますけど、昨年高度化事業で積み残しというのはどれくらいあつてですかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 認定農業者、または認定新規就農者の方が受けられる町単独の事業でありますけども、申し込みのほうは20件ございまして、最終的には13件の方が補助対象となったところです。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） その7件は一応補助対象から外れたということは何か理由があるんですか。それともざっくりばらんに予算が足らなかったからですかね。足らん場合ならどうにか考える余地はなかったんですかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 正直なところ予算をオーバーしたということになります。その後の対策としましては、今の高度化事業がだいたい前に策定されている事業内容でありますので、その事業内容の変更の検討も含めて、今後進めていきたいと思っております。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） その高度化事業というのは、認定農家とかがまだす隊とか

ああいうとに登録しとかんと一応高度化事業というのは、今んところ受けられんような状況になってますね、確か。それで今から先、さっき基盤整備で地区地区でいろいろ集落営農とか農業法人とか立ち上げるような話もずっと出よりますので、やはりその地区にそういう組織ができれば、そのどうしても農業機械とかも大型になってきますので、個人で買うのに対しての補助ではなくて、その組合に対してもうちよつと特別な国、県があれば問題ないんですけど、町からそういうようなところに少しでも補助ができるなり、ただこれは個人では受けられないとかですよ、その地域の集落営農とか農業法人で、私が聞いたところによると農業法人でいろいろ大型施設を機械を入れる場合は5割補助とか何とかそういう話も聞いておりますけど、そういうとがあればいいんですけど、もしない場合ですよ、町としていろいろそういう補助とかなんか考えられますかね、町長。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 国、県の補助以外で町の補助ということになるかと思っておりますけれども、全体的な農業の振興ということで、これから組織化をされるそして農地の集約とか集積もされるということですね、そういったことも含めて町の農業の振興を進めていくということになるとするならば、今までの高度化事業も含めてですけれども、そういった全体の見直しというかそういったことも考えられないことはないんじゃないかなと思います。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） やはり今、町長から答弁いただきましたとおり、やはりこれから先その地域での一人一人が農機具を買うじゃなくて、共同で使うような組織をもっていけばその地域の村づくりにもなるし、先祖伝来から伝わってきた土地を守ることもできますので、ぜひそういう考えがあればすぐじゃなくて結構ですので、ここ何年かのうちにぜひ検討していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

そすと次の荒廃地対策ですけど、今南関の下原地区なんか、特に畑が三、四十年前はみんな畑とかハウスとかたって荒れてませんでしたけど、みんなほとんど作っておられませんで荒れております。また、谷あいもみんな荒れておりますので、その辺の対策ということで、いろいろ補助事業とか何とかありますけど、特に空き家と一緒に合わせた週末滞在型農業というようなことを福岡なんか呼びかけて、空き家とあわせたそういう荒れ地の対策事業とか何とかちゅうとがPRですよ、要は福岡何かにもって行ってPRして、週末こっちに来て農業をする。そういうような考えばするならどうだろうかと思いますけど、いかがですかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 空き家対策と一緒に農業振興ということで、農地の取得が

南関町は30アールの下限面積になっておりますけども、まちづくり課のほうで取り組んでおります空き家バンクそちらと一体的に取り組めればということで、1アール特例になりますけども1アールを下限とした農地の取得ができるように今進めて農業委員会のほうで進めているところです。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 農地取得じゃなくて、週末に滞在型の農業をするということで、それは1アールでも1反でもいいんですよ。やはり都会におる方はこっち田舎に帰ってちょっと百姓してみたいとか、住所は福岡のほうにあってもいいんですよ。週末にこっちに南関のほうに来て百姓ちょっとやってみようという考えがある方が、中にはいっぱいいるんじゃないかと思います。そういうところに対してのPRですよ。これは、町としてやっていくべきではないかと思います。そうすれば空き家対策にもなるし、例えば賢木の久重の山付なんかに段々畑で、夏は涼しくてああいうところで野菜を作ったりとか米を作ったりとか、週末で結構なんですよね。そういうような借地で結構ですので、そういうのができるようなPRをされるならという考えなんです。これはどうですかね。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 体験型の農地の貸し借りについては、十分いつでもできるんじゃないかと思っておりますけれど、逆に難しいのが空き家をどういった形でお貸しできるかというのが、今一番困っていることでありまして、空き家は200を超える以上な空き家がありますけれども、それを貸していただけるような整備というか、町としての施策が必要でありますので、そちらをもう少し先に動かしながら、そしてそれを農地の貸し借りに結びつけることができればと思います。それと立山議員言われとる農地を活用した、そういった週末だけに限らず、農地も活用いただく、そして宅地あたりも御購入いただいて、住んでいただくあるいは週末だけでもいいんですけれども、そういった家も建てていただきながらも農業ができるようなこと、簡単じゃございませんけれども、そういった夢が広がるようなそういったものも実現できるよう話が進めていくことができればと検討はすべきかなと思っております。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 荒廃地対策はどぎゃんかせんと、何かばせんとどうしてもなくなってしまうと思います。谷あいは今埋立とか何とかで、少しはなくなる可能性はありますけど、それだけではやっぱり昔からあの土地なくなってきましたので、また水の問題とか環境問題とか引っかかってくるので、どうにか都会から来て百姓ができるような体験型ができるような農地をどうにか作っていただきたいと思います。それと、新規就農者やUターンですね、今南関町にはがまだす隊とか新規就農に

結構Uターンとかして百姓しよる方がいらっしゃいます。ただ、外から見ていると何か危なっかしいんですよね。ただ路地のなすびをやっていると、それが新規就農支援資金の150万円をもらって、なすびを作っている。何か支援金をもらって百姓をしよるという感じで、あんまり本人は一所懸命やってるつもりだろうですけど、外から見ていると何か危なっかしい感じがするんですけど、課長どがん思いなはっですか。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 立山議員のレベルが高すぎるのかもしれませんが、新規就農者の方の育成ということで、いろいろやっているところではありますが、主なものを申し上げますと、農業次世代投資事業を受けられている方が10名程度おられますが、交付終了後2年間過ぎたときに、専門員で構成しましたサポートチームで農業経営の状況を検証を行います。その内容を基に指導体制をとっておりましてきめ細かい指導もあわせて行っているところでもあります。それから農業経営マネージャーとして知識が豊富な方に今回着任をいただいておりますので、今もずっとそういった若手農業者の方を中心に指導をされているような状況でもございます。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） やはりですね、新規就農者が成功するにあたりまして、やっぱり金がとれんと農業ちゅうとは魅力がないんですよね。ただ、一人で夫婦二人でするなら前から言いよりますけど、最低1,000万円ですよ。1,000万円ぐらいあげんと楽しみはないんですよね。ただ、仕事をするばかりで遊ぶ暇もないちゅうような感じですね。そうじゃなくて、やっぱりさっきも言われましたけど、一人ではできないなら、何人かがよって同じ問題を抱えて、同じ農業をして全部協力してできるような農業経営ができれば一番楽なんですけど、そういうような話ちゅうとは今新規就農とか何とかには話ないですかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） ちょっと今のところ私は聞いてはおりません。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 聞いておられないなら、新たに入ったアドバイザーなり、そういう方を利用して、例えば関村の前なんかも結構今から先結構土地空いてくると思います。高久野も実際の担い手ちゅうとは2、3人しかおらんとやなかろうかと思います。今村も一人か二人です。そういうところに新規就農を何人か寄せて大々的にやるか又は長洲に有明ファーム商事か何か今度ヨーロッパ型のトマトを間口8メートルの72メートルの20レントを長洲に建ちます。そういうようなそぎゃんまでせんちゃよかばってん、そういうようなところもありますし、また北九州

の響灘ではカゴメが大型菜園を400ヘクタールの2棟持っております。そういうところではやはり企業が入ってやってるんですね。南関町にはまだそういう話はありませんけど、やはり今はそういう時期になっておりますので、新規就農者がそれなりの欲とかあればそういう何か楽しみのていうかな、将来有望な事業ができるんじゃないかと思えますけど、どうですか町長。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） まだ現実的な話ではないんですけども、ある地域に畑の圃場整備が5ヘクタールぐらいできるとそういった話は聞いておりますので、若手就農者の皆さんには、ぜひそこを全て自分たちで共同経営できるような、なんかそういった畑の自分たちが今までやってきたこと、新しく取り組むことのそういった経営的な農業ができないかということで関心を持ってもらえるような励ますような話は今しているところであります。ということで一人でできないことをということで、何人か共同でということでもありますので、今立山議員が言われたとおりで私もそういったことを若手就農者に話しておりますので、すぐ実現できるかどうかわかりませんが、そういった皆で力を合わせて、先ほど北原議員の話じゃありませんけれども、いろんな知恵を絞りながら一人でできないことをみんなでということで、そういったことが進めるような農業に私たちも応援していきたいというふうに思います。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 町長からそういう非常に良い答弁いただきまして、これから南関町の農業ちゅうのは新規就農者なり基盤整備して、その地域の集積なりできて、やはり集落営農なり法人なりができあがって初めて、南関町の農業ちゅうか土地を守れるんじゃないかと思えます。ぜひこれから先の基盤整備とか、特に農地集積、担い手の育成、これを進めていただいてなるべく早く基盤整備ができて、基盤整備後のあとも、なるべくうまく土地の利用ができるように努めていただきたいと思います。また、荒れ地に対しましては、どうにか滞在型農業でも何でも結構でございますので、そういうような話があればぜひ進めていただきたいと思います。

以上、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（橋永芳政君） 以上で、7番議員の一般質問は終了しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日、12日は午前10時に本会議場に御参集ください。

これで散会します。

起立。礼。

-----○-----

散会 午後4時58分

